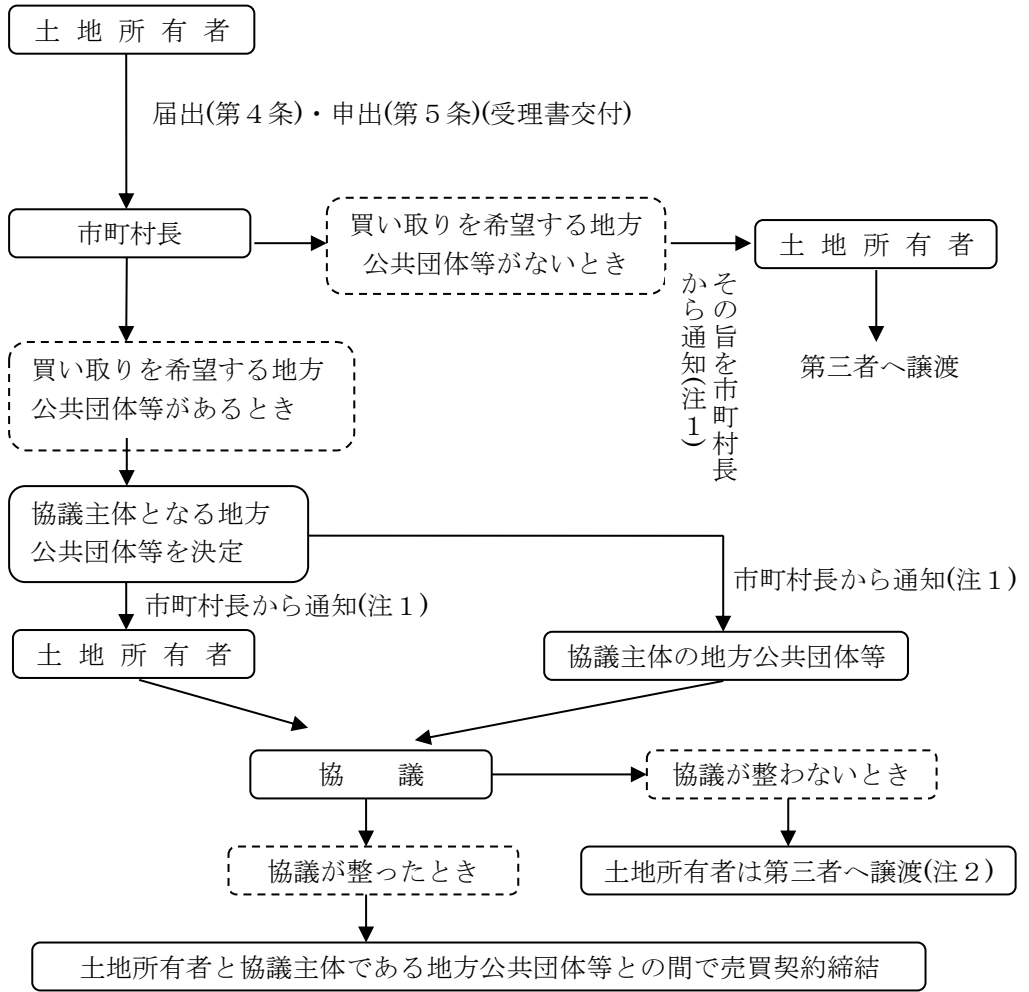


第3 個別許認可等

許認可等項目	1. 土地売買等の届出
根拠法令等	国土利用計画法（昭和49年法律第92号） 《第23条》土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出
目的	土地の投機的取引及び地価の高騰から国民生活に及ぼす弊害を除去し、自然環境の保全に配慮した、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。
区域	<p>県内全域</p> <p>一定面積以上の土地取引（売買、交換等）を行った場合、権利取得者（買主）は契約締結日から起算して2週間以内に、土地が所在する市町村を經由して知事に届出を行う。</p> <p>〔一定面積〕市街化区域 …………… 2,000㎡ 市街化区域以外の都市計画区域 …… 5,000㎡ 都市計画区域外 …………… 10,000㎡</p> <p>※ 複数の取引で、個々の取引面積は小さくても、権利取得者が取得するひとまとまりの土地の面積が上記面積以上となる場合には届出が必要となる。</p>
対象となる行為	<p>次の土地取引で、対価（金銭に限らない。）の授受を伴うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買 ・ 交換 ・ 営業譲渡 ・ 譲渡担保 ・ 代物弁済 ・ 共有持分の譲渡 ・ 予約完結権、買戻権等の譲渡 ・ 地上権、賃借権の設定 ・ 譲渡（一時金にあたる権利金の授受があること。） <p>※ これらの取引の予約である場合も含む。</p>
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対価の授受を伴わない取引。 ・ 時効等原始取得である場合。 ・ 国、地方公共団体等が一方又は双方の当事者である場合。 ・ 民事調停法による調停、民事訴訟法による和解の場合。 ・ 商法、破産法、民事再生法等に基づく手続において、裁判所の許可を得た場合。 ・ 土地収用法によるあっせん又は和解に基づく場合。 ・ 農地法第3条第1項の許可を受ける場合。 ・ 裁判所による強制競売の場合。 ほか
許認可等の基準（主なもの）	<p>土地の利用目的</p> <p>イ 利用目的が、土地利用基本計画及びその他公表された土地利用に関する諸計画に適合すること。適合しない場合、土地利用審査会の意見を聴いた上、利用目的を変更するよう勧告し、勧告に従わない場合は、その勧告内容を公表することができる。</p> <p>ロ 道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適當な場合は助言を行うことができる。</p>

許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長 ・ 権限移譲先市町村長（塩竈市，白石市など10市町） ※権限移譲の状況はP139を御覧ください。
届出書提出先（相談窓口）	土地の所在する市町村の担当課 ※P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕 仙台市 財政局 財産管理課 評価係 Tel：022-214-1288
届出書様式の入手方法	市町村担当課で配布しているほか，下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕 企画部 地域振興課（各種申請書ダウンロードサービス） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinkou/daunrodosabisu.html ※ 許認可権者に応じて宛て先を変更願います。 〔仙台市HP〕 申請書・届出書様式ダウンロードサービス（財政局 財産管理課） http://www.city.sendai.jp/hyoka/download/bunyabetsu/kenchiku/torihiki/tochibaibai.html
手続案内 パソコンフレット等	有り 〔配布場所〕 県政情報センター，県企画部地域振興課 ほか
フ ロ ー チ ャ ー ト	<p>※ 仙台市・権限移譲先市町村の区域を除く。</p> <pre> graph TD A[土地売買等の契約を締結した権利取得者（買主）] --> B[届出（契約締結後2週間以内）] B --> C[市町村長] B --> D[県土地利用審査会] C --> E[県地域振興課] E -- "(利用目的審査)" --> F[不勧告] E -- "(利用目的審査)" --> G[助言] E -- "(利用目的審査)" --> H[変更勧告] D --> I[意見] I --> H H --> J[勧告に従うとき] H --> K[勧告に従わないとき] J --> L[あっせん等] K --> M[公表] </pre>

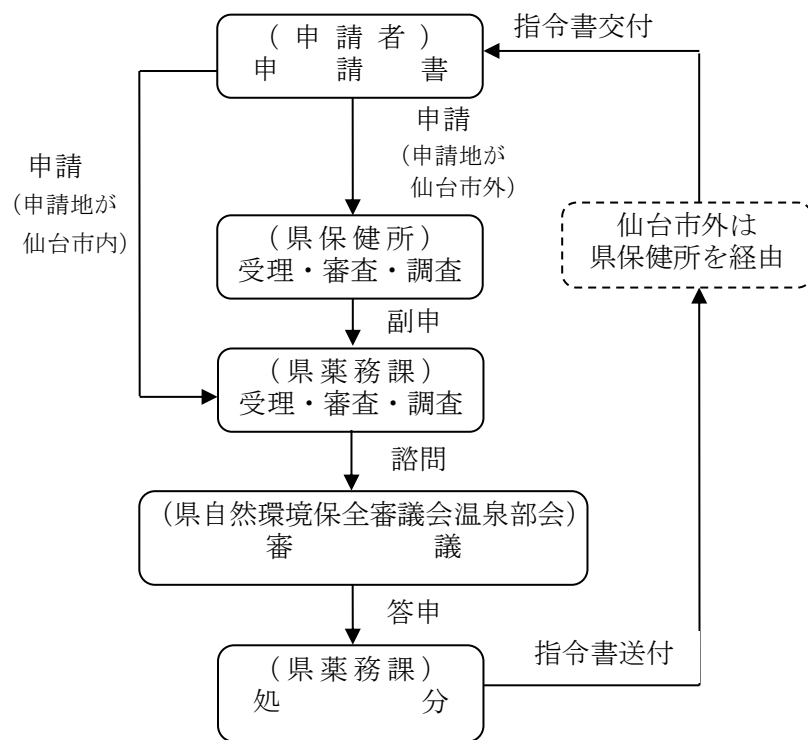
許認可等項目	2. 公有地の拡大の推進に関する法律による届出等
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。） 《第4条》土地を譲渡しようとする場合の届出義務 《第5条》地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出
目的	公有地の計画的な確保を図るため、公有地の拡大の推進を図り都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資することを目的として、地方公共団体等が民間の取引に先立ち買取りの協議を行う。
届出の対象となる行為及び申し出ができる行為	<p>【届出】 土地を有償で譲渡しようとするときは、市町村長への届出を要する。 対象となる土地は、法第4条第1項に掲げる土地で主なものは、次のとおり。 (1) 都市計画法に定める都市計画施設の区域内の200㎡以上の土地。 (2) 都市計画区域内に所在する土地のうち、次に掲げる区域内の200㎡以上の土地。 イ 道路法による道路区域。 ロ 都市公園法による都市公園を設置する区域。 ハ 河川法による河川予定地。 (3) (1)及び(2)以外の市街化区域内の5,000㎡以上の土地。 (4) (1)から(3)まで以外の都市計画区域（市街化調整区域を除く。）の10,000㎡以上の土地。</p> <p>【申出】 都市計画区域内（都市計画区域外においては、一部又は全部が都市計画施設の区域内にある）の200㎡以上の土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望するときは、市町村長に申し出ることができる。</p>
適用除外（主なもの）	法第4条第2項に規定されるもので、国、地方公共団体等若しくは政令で定める法人に譲り渡されるものであるとき、又はこれらの者が譲り渡すものであるとき等。
関連措置	届出又は申出があったときは、市町村長は、当該土地について地方公共団体等の買取り希望の有無を確認し、買取り希望がある場合には買取り協議を行う者の指定を行い、3週間以内に土地所有者に通知する。土地所有者は、買取りに応ずる義務はないが協議を拒んではならず、通知があった日（通知がない場合は届出等をした日）から3週間が経過するまでは当該土地を他に譲渡することはできないことになっている。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・権限移譲先町村長 ※権限移譲の状況はP139を御覧ください。
届出書・申出書の提出先（相談窓口）	土地の所在する市町村の担当課 ※ P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 財政局 財産管理課 評価係 Tel：022-214-1288
届出書様式の入手方法	市町村担当課で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕企画部 地域振興課（各種申請書ダウンロードサービス） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinkou/daunroodosabisu.html ※ 提出先に応じて宛て先を変更願います。 〔仙台市HP〕申請書・届出書様式ダウンロードサービス（財政局 財産管理課） http://www.city.sendai.jp/hyoka/download/bunyahetsu/kenchiku/torihiki/koyuchi.html



(注1) 市町村受理日から3週間以内

(注2) 買い取りの協議通知のあった日から3週間経過後又は協議が成立しないことが明らかになったとき以後。

許認可等項目	3. 温泉法による許可
根拠法令等	温泉法（昭和23年法律第125号） 《第3条》土地の掘削の許可 《第11条》増掘又は動力の装置の許可等
目的	温泉を保護し，温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し，及び温泉の利用の適正を図り，公共の福祉の増進に寄与する。
区域	県内全域
対象となる行為	<ul style="list-style-type: none"> 温泉をゆう出させる目的での土地の掘削 温泉のゆう出路の増掘 温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置 <p>※ その他，宮城県温泉保護対策要綱で定める温泉保護地域等，温泉をゆう出する目的以外の掘削の際にも事前に計画書の提出等を求める場合がある。</p>
適用除外（主なもの）	なし
許認可等の基準（主なもの）	<p>土地の掘削（温泉法第3条）及び増掘又は動力の装置（温泉法第11条）の許可については，同法第4条の許可基準による。次のいずれかに該当する場合には許可できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該申請に係る掘削，増掘又は動力の装置が温泉のゆう出量，温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。 当該申請に係る掘削又は増掘のための施設の位置，構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 当該申請に係る掘削，増掘又は動力の装置が公益を害するおそれがあると認めるとき。
許認可権者	知事
申請書提出先（相談窓口）	〔仙台市内〕 県保健福祉部 薬務課 薬事温泉班 TEL:022-211-2652 〔仙台市以外〕 管轄の県保健福祉事務所（保健所） → P133（保健福祉事務所一覧）
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか，県薬務課ホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/onsenyoushiki.html
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請は，温泉法第32条の規定により，すべて宮城県自然環境保全審議会に諮られ審議される。審議会の開催時期は6，10，2月の年3回開催されるが，公益侵害の有無を関係市町村に照会するなどの事務処理があるため，審議会毎に公表される期日（審議会開催月のおおむね2ヶ月前）までに申請書を提出する必要がある。 地域によっては，新規温泉掘削，増掘及び動力装置を制限している箇所がある。
東日本大震災に関する特例措置	東日本大震災によって，源泉や利用許可施設等が被災し，新たに許可を取得する必要が生じた者に対して手数料の減免が措置される場合がある。（H23. 3. 11～R3. 3. 31）



許認可等項目	4. 太陽光発電施設の設置に関する事業計画書等の提出
根拠法令等	宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン
目的	地域と共生した太陽光発電事業となるための取組みを太陽光発電事業者に促すもの。
区域	県内全域
対象となる行為	令和2年4月1日以降に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う、出力50kW以上の太陽光発電施設の設置
適用除外（主なもの）	建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号）の屋根、屋上、壁面に設置するもの
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案時から関係法令、条例、要綱等を遵守し、地域住民へ十分な説明を行い、地域との関係構築を行うこと。 ・発電設備の外側から見えやすい場所に、事業者名、保守点検責任者名、連絡先等、事業に係る情報を記載した標識を掲示すること。 ・外部から容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備の周囲に柵塀を設置するなど適切な措置を講ずること。
許認可等権者	ガイドラインに基づく書類の提出であり、許認可ではない。
事業計画書等提出先（相談窓口）	<p>[提出先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境生活部 再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班 ・施設設置場所の市町村（連絡先はガイドラインに記載） <p>[相談窓口]</p> <p>環境生活部 再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班 TEL:022-211-2655</p>
事業計画書様式の入手方法	<p>[県HP] 環境生活部 再生可能エネルギー室</p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/pv-guideline.html</p>

太陽光発電（50kW以上）
事業実施に係る手続きフロー

事業の計画

電力会社に接続
の簡易検討
（事前相談）

電力会社に接続
検討を依頼

接続契約申込

接続契約の締結

※立地と設備について
詳細を検討する

経済産業省に事業
計画認定の申請

事業計画の認定
（買取価格の決定）

施工

完成

運転

運用

事業廃止

本ガイドラインの手続きフロー

※土地及び周辺環境の調査，周
辺環境への配慮などを行う

県及び市町村へ
事業計画書の提出

県及び市町村へ
認定通知書の写しを提出

※周辺環境への配慮，
保守点検，維持管理，
非常時の対処などを行う

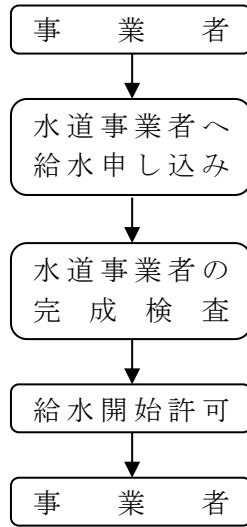
県及び市町村へ
事業廃止届出書の写しを提出



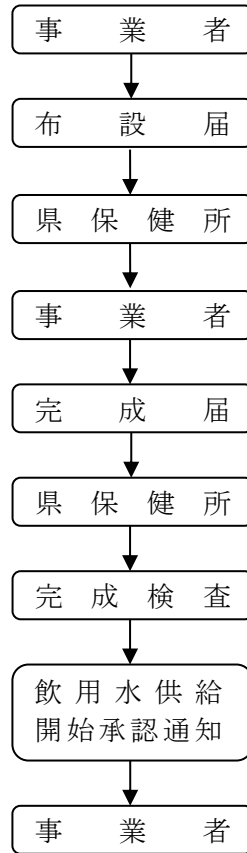
許認可等項目	5. 墓地等の経営の許可
根拠法令等	墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号） 《第10条》
目的	墓地，納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が，国民の宗教的感情に適合し，かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から，支障なく行われること。
区域	県内全域
対象となる行為	墓地，納骨堂又は火葬場を経営する場合。
適用除外（主なもの）	1 都市計画事業として施行する場合。 2 土地区画整理法の規定による土地区画整理事業として施行する場合。 ※いずれの場合でも届出が必要となります。（仙台市）
許認可等の基準（主なもの）	必要に応じた墓地等の供給が図られること。なお，経営の許可は，非営利性及び永續性の確保が条件であり，次の要件等を満たす必要がある。 (1) 人的要件としては，原則として地方公共団体に与え，これによりがたい事情があるときに，宗教法人又は公益法人に限り与える。 (2) 設置場所としては，周辺の生活環境との調和に配慮されていること。
許認可権者	市町村長
申請書提出先（相談窓口）	市町村環境衛生担当課（墓地担当課）→ P136（各市町村の代表電話番号一覧）
申請書様式の入手方法	市町村環境衛生担当課で配布しています。
フローチャート	<pre> graph TD A[経営者] --> B[※事前協議] B --> C[申請] C --> D[市町村] D --> E[審査] E --> F[許可・不許可] F --> G[経営者] </pre>

許認可等項目	6. 水道施設等の届出等
根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号） 《第32条》確認 簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和50年宮城県条例第14号） 《第5条》布設の届出
目的	水道及び簡易給水施設の布設及び管理を適正に行い、施設利用者の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与する。 簡易給水施設とは？ 導水管等により人の飲用に適する水として供給する施設であって、受水槽容量が5m ³ を超え10m ³ 以下の施設（簡易専用小水道）又は30人以上100人以下の居住者若しくは30人以上1日20m ³ 未満の水を供給する施設（小規模水道）
区域	県内全域
対象となる行為	1 30人以上の居住者又は利用者に自己水を用いて飲料水を供給する施設を設置する場合、又は1日最大給水量が20m ³ を超える場合。 2 市町村の水道事業者から給水を受ける場合で、有効容量が5m ³ を超える受水槽を設置する場合
適用除外（主なもの）	なし
許認可等の基準（主なもの）	1 水道法第5条の施設基準。 2 小規模水道施設の施設基準。 (1) 施設の構造及び材質が水圧、土圧、地震力等に十分な耐力を有するもの。 (2) 外部から水が汚染されるおそれ又は外部へ水が漏れるおそれがないもの。
許認可権者	・ 知事，市長 ・ 水道事業者（市町村長等）
申請等提出先（相談窓口）	〔市町村の水道事業者から給水を受ける場合〕水道事業者※ 〔専用水道を布設し給水する場合〕 (市) 県保健福祉事務所（保健所）→P133（保健福祉事務所一覧） (仙台市を除く市) 市役所 →P136（各市町村の代表電話番号） (仙台市内) 各区保健福祉センター（保健所支所）衛生課 〔小規模水道等を布設し給水する場合〕 (権限移譲市以外) 県保健福祉事務所（保健所） →P133（保健福祉事務所一覧） (仙台市を除く権限移譲市) 市役所 →P136（各市町村の代表電話番号） (仙台市内) 各区保健福祉センター（保健所支所）衛生課 ※ 権限移譲市：仙台市，気仙沼市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，富谷市
申請書様式等の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、県が提出先となっている申請等については、環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/sub.html

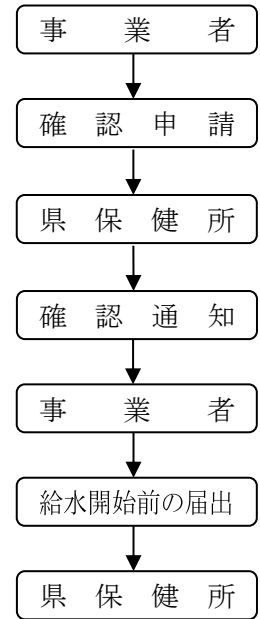
※ 市町村の水道事業者から給水を受ける場合。



※ 簡易給水施設等を布設し給水する場合。
(権限移譲市町を除く)



※ 専用水道を布設し給水する場合。(市を除く)



権限移譲市町 : 仙台市, 気仙沼市, 多賀城市, 岩沼市, 登米市, 栗原市, 大崎市, 富谷市

許認可等項目	7. 産業廃棄物処理施設の設置															
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。） 《第15条》産業廃棄物処理施設 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 （平成17年宮城県条例第151号。以下「条例」という。） 産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱 （平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）															
目的	産業廃棄物の処理施設又は再生利用施設（以下「施設」という。）を設置しようとする者（以下「施設設置者」という。）に対し、公害防止、災害防止等のために必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理の推進を図る。															
区域	仙台市を除く宮城県内。 なお、仙台市内に施設を設置しようとする場合には、仙台市の指導要綱による手続を経て、仙台市長の法による許可等を受けることが必要。															
対象となる行為	施設の設置															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設設置者</th> </tr> <tr> <th>産業廃棄物排出事業者</th> <th>※産業廃棄物処理業者 産業廃棄物再生利用業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行令第7条に規定する施設</td> <td>条例・要綱による手続き終了後、法による設置許可を得て施設の設置</td> <td>条例・要綱による手続き終了後、法による設置許可を得て施設の設置</td> </tr> <tr> <td> 施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに規定する施設（焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物熔融施設、PCB処理施設、最終処分場）以外の施設 </td> <td>法による設置許可を得て施設の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td></td> <td>条例・要綱による手続き終了後、施設の設置</td> </tr> </tbody> </table>		施設設置者		産業廃棄物排出事業者	※産業廃棄物処理業者 産業廃棄物再生利用業者	施行令第7条に規定する施設	条例・要綱による手続き終了後、法による設置許可を得て施設の設置	条例・要綱による手続き終了後、法による設置許可を得て施設の設置	施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに規定する施設（焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物熔融施設、PCB処理施設、最終処分場）以外の施設	法による設置許可を得て施設の設置		その他の施設		条例・要綱による手続き終了後、施設の設置
		施設設置者														
		産業廃棄物排出事業者	※産業廃棄物処理業者 産業廃棄物再生利用業者													
施行令第7条に規定する施設	条例・要綱による手続き終了後、法による設置許可を得て施設の設置	条例・要綱による手続き終了後、法による設置許可を得て施設の設置														
施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに規定する施設（焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物熔融施設、PCB処理施設、最終処分場）以外の施設	法による設置許可を得て施設の設置															
その他の施設		条例・要綱による手続き終了後、施設の設置														
※ 産業廃棄物の処理又は再生利用を業として行う場合は、施設設置後に法による産業廃棄物処分業の許可（法第14条第6項）又は再生利用業者の指定（法施行規則第10条の3第2号）が必要。																
適用除外（主なもの）	上記に該当しない場合															
許認可等の基準（主なもの）	1 法による設置許可基準															
	技術上の基準	法第15条の2第1項第1号、法施行規則第12条、同第12条の2、昭和52年総理府・厚生省令第1号														
	設置計画・維持管理計画の基準	法第15条の2第1項第2号、法施行規則第12条の2の2、法第15条の2の3、法施行規則第12条の6、同第12条の7														
	申請者の能力	法第15条の2第1項第3号、法施行規則第12条の2の3														
	申請者の欠格要件	法第15条の2第1項第4号														
	2 要綱による施設設置者の責務事項															
	法、法施行令、法施行規則、条例、条例施行規則その他関係法令及び要綱の遵守	要綱第3条第1項														
	立地基準の遵守	要綱第3条第2項														
構造基準の遵守	要綱第3条第3項															
維持管理基準の遵守	要綱第3条第4項															

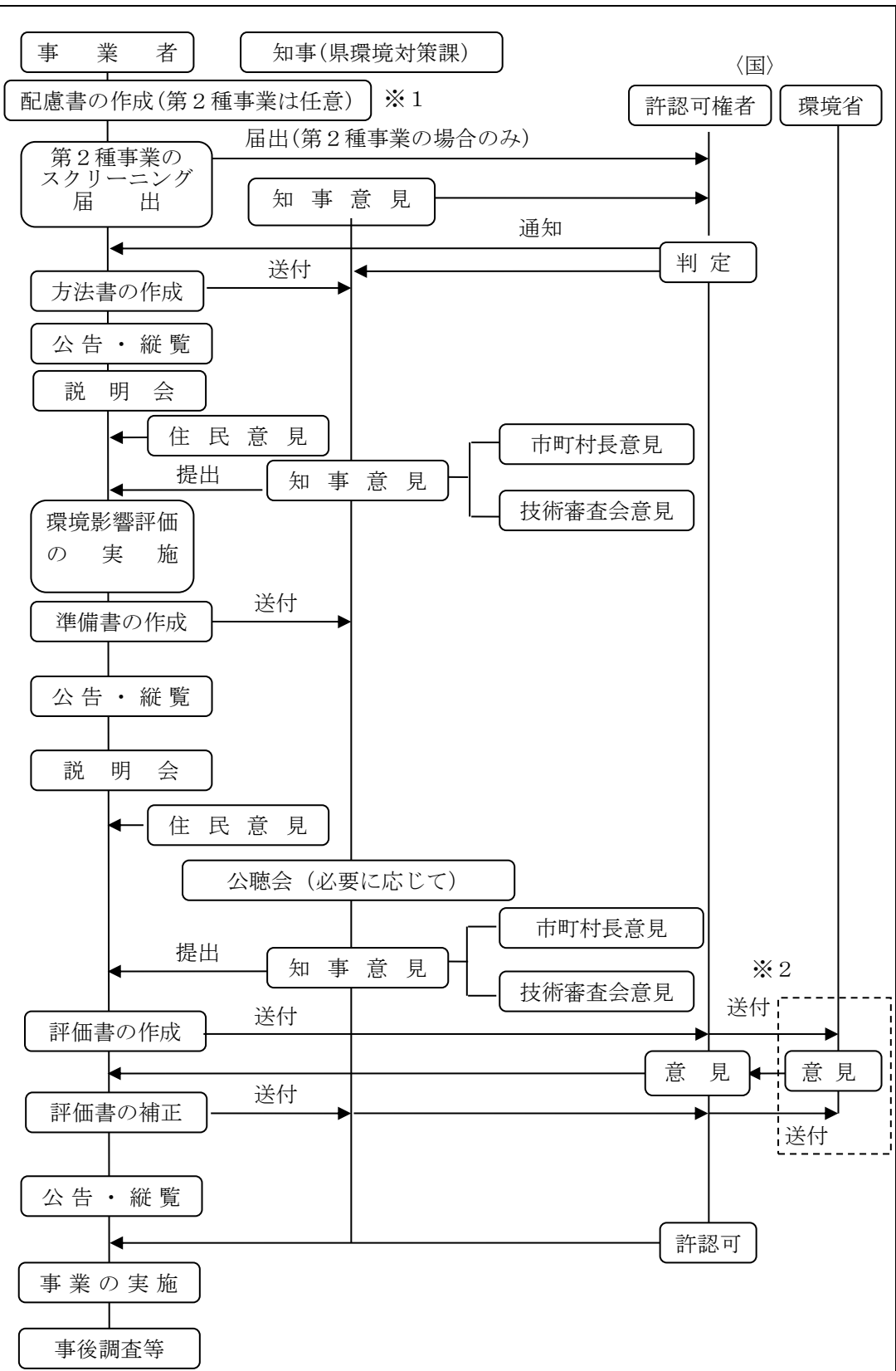
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長
申請等提出先 (相談窓口)	<p>〔仙台市以外〕 管轄の県保健福祉事務所（保健所） → P133（保健福祉事務所一覧）</p> <p>〔仙台市内〕 仙台市 環境局 廃棄物事業部 事業ごみ減量課 TEL:022-214-8236</p>
申請書様式の入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 環境生活部 循環型社会推進課（産業廃棄物処理施設設置の手引き） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/shisetsu.html</p> <p>〔仙台市HP〕 申請書・届出書様式ダウンロードサービス（環境局 事業ごみ減量課） http://www.city.sendai.jp/shido-jigyo/download/bunyabetsu/gomi/haikibutsu/shisetsu.html</p>
手続案内 ハ°ソフレット等	<p>〔県〕 上欄に記載のホームページから確認できます。</p> <p>〔仙台市〕 産業廃棄物処理施設及び処理業用施設設置等の手引き ※ 上欄に記載のホームページからダウンロードできます。</p>
フ ロ ー チ ャ ー ト	<p>※ 仙台市を除く。単純化・省略して表示しています。</p> <pre> graph TD A[条例及び指導要綱による事前手続] --> B[法による設置等の許可 → 着工 → 竣工] B --> C[法による産業廃棄物処理施設等の使用開始前検査 → 確認通知] C --> D[法による処分業の許可] C --> E[自社処理施設 (法による設置等の許可が不要な場合)] D --> F[施設の供用開始] E --> F </pre> <p>※ 詳しいフローチャートは、「申請書様式の入手方法」欄に記載のホームページからダウンロードできます。</p>

許認可等項目	8. 浄化槽設置等の届出
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 《第5条》設置等の届出，勧告及び変更命令
目的	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
区域	県内全域
対象となる行為	浄化槽を設置し，又はその構造若しくは規模を変更する場合。
適用除外（主なもの）	・ 国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更
許認可等の基準（主なもの）	浄化槽の容量・構造等は，浄化槽法及び建築基準法による。ただし，仙台市は，仙台市浄化槽指導要綱による。
許認可権者	市町村長
届出書提出先（相談窓口）	各市町村の浄化槽担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 建設局 下水道事業部 下水道調整課 TEL:022-214-8233
届出書様式の入手方法	各市町村の浄化槽担当課で配布しています。 〔備考〕仙台市については，下記ホームページからダウンロードできます。 申請書・届出書様式ダウンロードサービス（建設局 下水道調整課） http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/gesuido/index.html
フ ロ ィ チ ャ ー ト	<p>※ 仙台市を除く。</p> <pre> graph TD A[設置者] <--> 事前協議 B[市町村長] A --> C[設置届] C --> D[市町村長] </pre>

許認可等項目	9. 土砂等の埋立て等の許可																						
根拠法令等	土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第74号）																						
目的	土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。																						
区域	県内全域																						
対象となる行為	土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000m ² 以上である場合 【対象となる土砂等の埋立等】 土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積を行う行為 なお、堆積には、ストックヤードやいわゆる「仮置き」を含む。 【対象となる土砂等】 土砂：砂、礫 ^{れき} 、砂質土、礫質土、シルト、粘土など 土砂等：土砂に混入又は付着している物や、再生土や改良土と称されるもの																						
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・同一区域内の土砂等を用いるもの ・国、県、市町村等が発注し、又は自ら行うもの ・採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの ・運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行うもの ・施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との垂直距離が1m未満のもの等 																						
許認可等の基準（主なもの）	<p>下記項目について、形状及び構造上の基準（条例施行規則第10条）がある。 詳細は「土砂等の埋立て等の規制に関する条例に係る構造基準」を参照。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 一時堆積以外</th> <th>2 一時堆積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 軟弱地盤等における措置</td> <td>① 軟弱地盤対策及び排水対策</td> </tr> <tr> <td>② 傾斜地盤における措置</td> <td>② 堆積を行う土地の勾配</td> </tr> <tr> <td>③ 埋立て等の構造</td> <td>③ 保安地帯の設置</td> </tr> <tr> <td>④ 擁壁の構造</td> <td>④ 堆積土砂の高さ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 小段及び法面の排水溝</td> <td>⑤ 堆積土砂の法面勾配</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地表水の排除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 排水施設の断面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 締固め措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 法面保護工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ 飛散防止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 一時堆積以外	2 一時堆積	① 軟弱地盤等における措置	① 軟弱地盤対策及び排水対策	② 傾斜地盤における措置	② 堆積を行う土地の勾配	③ 埋立て等の構造	③ 保安地帯の設置	④ 擁壁の構造	④ 堆積土砂の高さ	⑤ 小段及び法面の排水溝	⑤ 堆積土砂の法面勾配	⑥ 地表水の排除		⑦ 排水施設の断面		⑧ 締固め措置		⑨ 法面保護工		⑩ 飛散防止	
1 一時堆積以外	2 一時堆積																						
① 軟弱地盤等における措置	① 軟弱地盤対策及び排水対策																						
② 傾斜地盤における措置	② 堆積を行う土地の勾配																						
③ 埋立て等の構造	③ 保安地帯の設置																						
④ 擁壁の構造	④ 堆積土砂の高さ																						
⑤ 小段及び法面の排水溝	⑤ 堆積土砂の法面勾配																						
⑥ 地表水の排除																							
⑦ 排水施設の断面																							
⑧ 締固め措置																							
⑨ 法面保護工																							
⑩ 飛散防止																							
許認可権者	知事																						
申請等提出先（相談窓口）	県環境生活部 循環型社会推進課 TEL:022-211-2467																						

<p>申請書様式 の入手方法</p>	<p>上記の相談窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕 環境生活部 循環型社会推進課(土砂等の埋立て等の規制に関する条例) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/dosya-jourei.html</p>
<p>手続案内 ハ・ソフレット等</p>	<p>下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕 環境生活部 循環型社会推進課(土砂等の埋立て等の規制に関する条例) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/dosya-jourei.html</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<p>許可手続の一連の過程</p> <pre> graph TD A[許可申請] --> B[審査] B --> C[許可] C --> D[定期報告] D --> E[完了届出] </pre> <p>【申請窓口】 宮城県環境生活部循環型社会推進課 【提出物】 許可申請書（氏名、住所、埋立て等の目的、関係する計算書・計画等） 土地所有者の同意書（事前の周辺住民等への周知） 申請手数料</p> <p>【許可基準】 申請者が条例に定める欠格要件に該当しないこと 土地所有者の同意を得ていること 実施事業に経理的基礎や計画に確実性があること 土砂等の埋立て等の構造が基準に適合していること 事業の施工や完了時に必要な災害防止措置が講じられていること</p> <p>【義務事項】 管理責任者の設置 標識の掲示及び境界標の設置 土砂管理台帳の作成 県が求める報告、立入検査等への対応</p> <p>【報告事項】 6か月ごとに土砂等の使用量又は搬入量及び搬出量の報告</p> <p>【届出事項】 事業完了後、30日以内に知事に届出 【完了確認】 県の担当職員による書類及び現地調査による適合性確認</p>

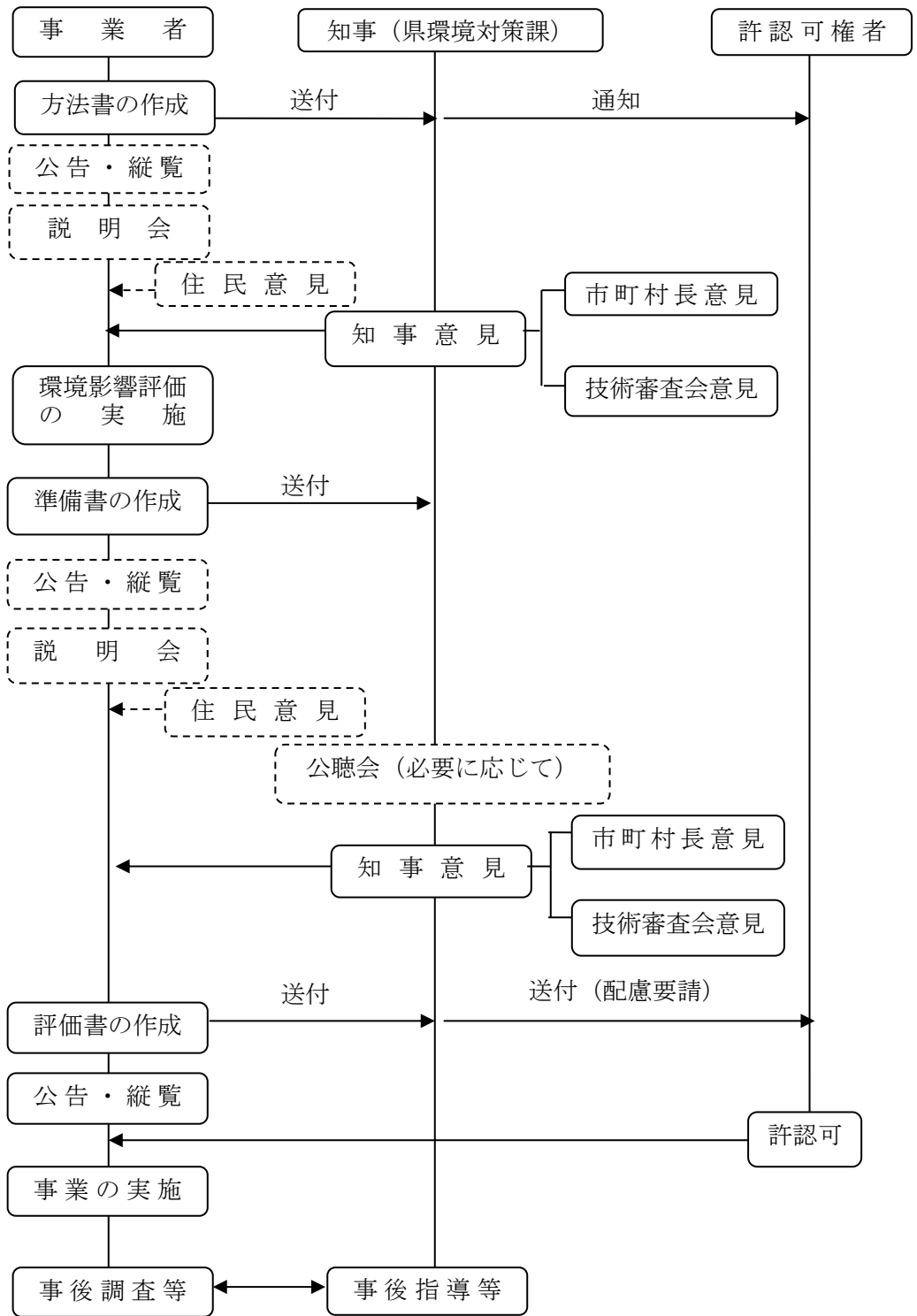
許認可等項目	10-1. 環境影響評価の実施
根拠法令等	環境影響評価法（平成9年法律第81号）
目的	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続を定め、その結果を事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に適正に配慮して行われるようにする。
区域	県内全域
対象となる行為	<p>道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業のうち、① 許認可が必要な事業、② 補助金及び交付金が交付される事業、③ 独立行政法人が行う事業、④ 国が行う事業が対象。</p> <p>【第1種事業】（必ず環境影響評価を行う事業） 〔例〕(1) 廃棄物最終処分場設置事業（30ha以上） (2) 太陽電池発電事業（出力4万kW以上） (3) 土地区画整理事業（100ha以上） (4) 宅地（住宅地、工場用地を含む。）造成事業（100ha以上）</p> <p>【第2種事業】（環境影響評価が必要かどうかを個別に判断する事業） 〔例〕(1) 廃棄物最終処分場設置事業（25ha以上30ha未満） (2) 太陽電池発電事業（出力3万kW以上） (3) 土地区画整理事業（75ha以上100ha未満） (4) 宅地（住宅地、工場用地を含む。）造成事業（75ha以上100ha未満）</p>
適用除外（主なもの）	災害の復旧、防止のために緊急に実施する必要がある法で定める事業。
許認可等の基準（主なもの）	<p>1 実行可能な範囲での最大限の環境影響の回避、低減の努力。回避・低減が困難な場合は、代償措置。</p> <p>2 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性。</p>
許認可権者	対象事業に関する許認可権者
相談窓口	環境省 大臣官房 環境影響評価課 TEL:03-3581-3351
手続案内 ハ°ソフレット等	<p>〔環境省〕環境アセスメント制度のあらまし</p> <p>※ 環境省ホームページからダウンロードできます。 http://assess.env.go.jp/1_seido/1-2_aramashi/index.html</p>



※1 配慮書手続の詳細については、環境影響評価情報支援ネットワークのHP等を参照のこと。
http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/2-2.html

※2 事業の許認可権者が地方公共団体の場合、点線囲い部分の手続は努力規定となる。

許認可等項目	10-2. 環境影響評価の実施
根拠法令等	環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）
目的	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続を定め、その結果を事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に適正に配慮して行われるようにする。
区域	仙台市を除く宮城県内。 なお、仙台市の区域で実施される事業については、「仙台市環境影響評価条例」が適用される。
対象となる行為	<p>開発行為のうち条例で規定する対象事業</p> <p>【第1種事業】</p> <p>〔例〕(1) 廃棄物最終処分場設置事業（25ha以上） (2) 太陽電池発電事業（出力3万kW以上 又は 75ha以上） (3) 住宅団地造成事業（75ha以上） (4) 工場・事業場用地造成事業（75ha以上）</p> <p>【第2種事業】</p> <p>〔例〕(1) 廃棄物最終処分場設置事業（10ha以上25ha未満） (2) 太陽電池発電事業（50ha以上75ha未満 ※） (3) 住宅団地造成事業（50ha以上75ha未満 ※） (4) 工場・事業場用地造成事業（50ha以上75ha未満 ※）</p> <p>※ 事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 40px;"> <p>(1) 国立公園，国定公園 (2) 鳥獣保護区特別保護地区 (3) 県立自然公園 (4) 県自然環境保全地域，緑地環境保全地域</p> </div>
適用除外（主なもの）	1 環境影響評価法の対象事業であるとき。 2 災害の復旧，防止のために緊急に実施する必要があるとして環境影響評価条例施行規則で定める事業であるとき。
許認可等の基準（主なもの）	1 実行可能な範囲での最大限の環境影響の回避，低減の努力。回避・低減が困難な場合は，代償措置。 2 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性。
許認可権者	対象事業に関する許認可権者
相談窓口	県環境生活部 環境対策課 環境影響評価班 TEL：022-211-2667 〔参考〕仙台市の区域で実施される事業 → 仙台市 環境局 環境部 環境共生課 TEL：022-214-0013
手続案内ハ・ソフレット等	みやぎの環境アセスメント 〔配布場所〕県政情報センター，環境対策課 ほか
手続案内ホームページ	県環境生活部 環境対策課（環境影響評価について） https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/ 〔参考〕仙台市のホームページ（環境影響評価（環境アセスメント）） http://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyohozen/kurashi/kankyoindex.html



※ 第2種事業の場合は、点線部分の手続は行われません。

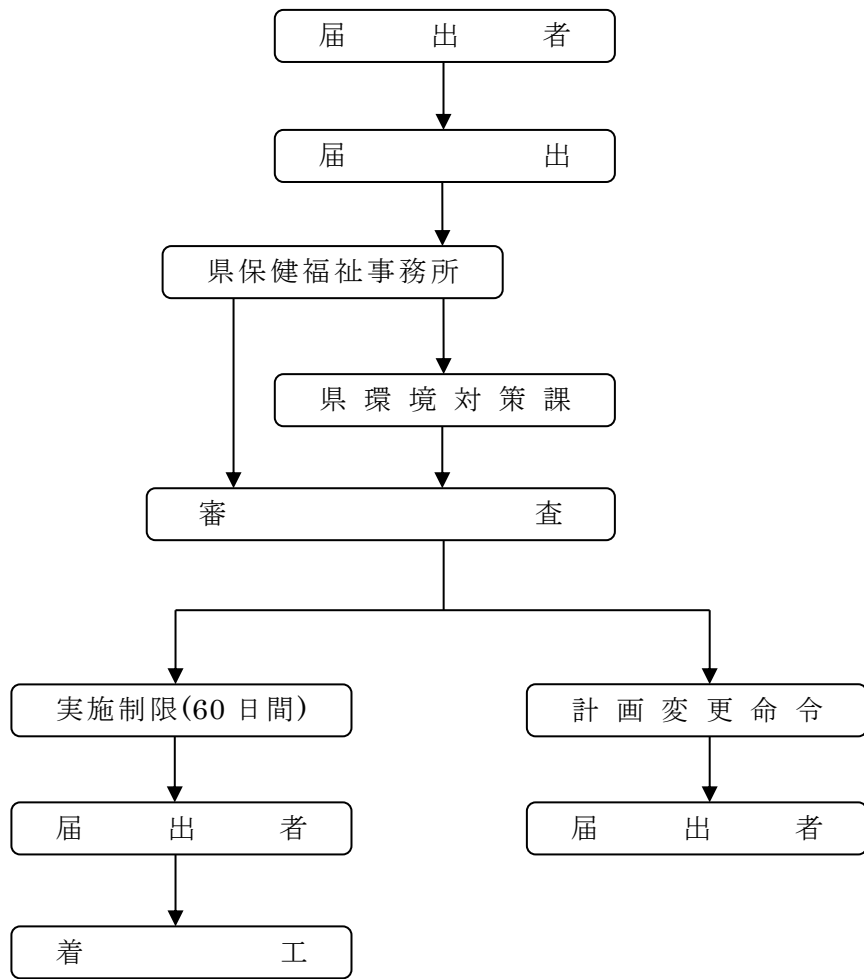
※ より詳細な手続きの流れは、「手続案内ホームページ」欄に記載のホームページからダウンロードできます。

許認可等項目	1 1 - 1. 公害防止関係の届出（特定施設等の届出）
根拠法令等	<p>公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号。以下「条例」という。）</p> <p>《第17条》特定施設の設置の届出（ばい煙等）</p> <p>《第26条》特定施設の設置の届出（汚水等）</p> <p>《第35条》特定施設の設置の届出（騒音等）</p> <p>《第43条》特定施設の設置の届出（悪臭）</p> <p>《第52条》揚水設備の設置等の届出</p>
目的	公害の防止に関し必要な事項を定め公害対策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
区域	県内全域
対象となる行為	<p>特定施設及び揚水設備を設置する場合に届出が必要。</p> <p>(1) 届出受理日から60日間（騒音・振動は30日間）実施制限。</p> <p>(2) 特定施設は、条例第2条第2項（公害防止条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1）で定める施設。</p> <p>(3) 揚水設備は、条例第52条第1項で定める施設。</p> <p>〔地下水採取指定地域〕 仙台市・塩竈市・多賀城市・利府町の一部</p> <p>特定施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭を著しく発生し、若しくは排出し、又は飛散させるおそれのあるもので条例第2条第2項（規則別表第1）に定めるもの。（48施設が指定されている。）</p>
適用除外（主なもの）	<p>(1) 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場に設置されている汚水等に係る施設。</p> <p>(2) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に所在する同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されている騒音に係る施設。</p> <p>(3) 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に所在する同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されている振動に係る施設。</p> <p>(4) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内に所在する工場又は事業場に設置されている騒音又は振動に係る施設。</p> <p>(5) 悪臭防止法第3条に規定する規制地域内に所在する工場又は事業場に設置されている悪臭に係る施設。</p> <p>(6) 地下水採取規制地域内に設置されている温泉法による温泉の揚水設備及び河川法が適用され、又は準用される河川の河川区域内の井戸の揚水設備。</p>
許認可等の基準（主なもの）	条例第15条第1項（規則別表第2）及び条例第55条第1項（規則別表第3）で定める規制基準による。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長 ・ 権限移譲先市町村長（※ 特定施設の内容により異なる。） <p style="text-align: right;">→ P142（権限移譲の状況）</p>

届出書提出先 (相談窓口)	<p>※ 特定施設の内容により異なる。</p> <p>〔仙台市以外〕</p> <p>(ばい煙等) 管轄の県保健福祉事務所 (保健所) → P133 (保健福祉事務所一覧)</p> <p>(汚水等) 同上</p> <p>(騒音等) 管轄の県保健福祉事務所 (保健所) 権限移譲先市町村 (12市13町村)</p> <p>(悪臭) 管轄の県保健福祉事務所 (保健所) 権限移譲先市町 (12市3町)</p> <p>(揚水設備) 塩竈市 環境課 TEL:022-365-3377 多賀城市 生活環境課 TEL:022-368-1141 利府町 生活安全課 TEL:022-767-2119</p> <p>〔仙台市内〕 仙台市 環境局 環境対策課</p> <p>(ばい煙等・悪臭) 大気係 TEL:022-214-8222</p> <p>(汚水等・揚水設備) 水質係 TEL:022-214-8223</p> <p>(騒音等) 推進係 TEL:022-214-8221</p>
届出書様式の 入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 環境生活部 環境対策課 (公害防止条例に基づく届出) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kougaibousijourei-todokede.html</p> <p>〔仙台市HP〕 申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html</p>
フ ロ ー チ ャ ー ト	<p>※ 仙台市を除く。</p> <pre> graph TD A[届出者] -- 届出 --> B[県保健福祉事務所] A -- 届出 --> C[権限移譲先市町村] A -- 届出 揚水施設の場合 --> D[塩竈市, 多賀城市, 利府町] B --> E[県環境対策課] C --> F[県環境対策課] D --> G[県環境対策課] E --> H[審査] F --> H G --> H H --> I[実施制限 (60日間又は30日間)] H --> J[計画変更命令 (勧告)] I --> K[届出者] K --> L[着工] J --> M[届出者] N[※ 騒音, 振動, 悪臭は勧告] --- J </pre>

許認可等項目	1 1 - 2. 公害防止関係の届出（水質に係る特定施設の届出）
根拠法令等	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。） 《第5条》特定施設等の設置の届出
目的	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることにより、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
区 域	県内全域
対象となる行為	<p>特定施設等を設置する場合に届出が必要。</p> <p>(1) 届出受理日から60日間実施制限。</p> <p>(2) 特定施設は、法第2条第2項(水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1)で定める施設。</p> <p>(3) 有害物質使用特定施設は、法第2条第8項で定める施設。</p> <p>(4) 有害物質貯蔵指定施設は、施行令第4条の4で定める施設。</p> <p>特定施設とは？</p> <p>人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水等を排出する施設で、法第2条第2項（施行令別表第1)で定めるもの。</p> <p>有害物質使用特定施設とは？</p> <p>カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する施設(法第2条第8項)</p>
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に規定する鉱山。 ・ 電気事業法に規定する電気工作物を設置する工場又は事業場。 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設である特定施設を設置する工場又は事業場。
許認可等の基準（主なもの）	<p>1 法第3条第1項、第2項(排水基準を定める環境省令)で定める規制基準による。</p> <p>2 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例で定める規制基準による。（同条例に定められた一部の水域のみ。）</p> <p>3 法第8条の規定により、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして水質汚濁防止法施行規則第6条の2で定める要件による。</p>
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長
届出書提出先（相談窓口）	<p>〔仙台市以外〕 管轄の県保健福祉事務所（保健所） → P133（保健福祉事務所一覧）</p> <p>〔仙台市内〕 仙台市 環境局 環境対策課 水質係 TEL:022-214-8223</p>
届出書様式の入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（水質汚濁防止法に基づく届出） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-mizu.html</p> <p>〔仙台市HP〕 申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html</p>

※ 仙台市を除く。

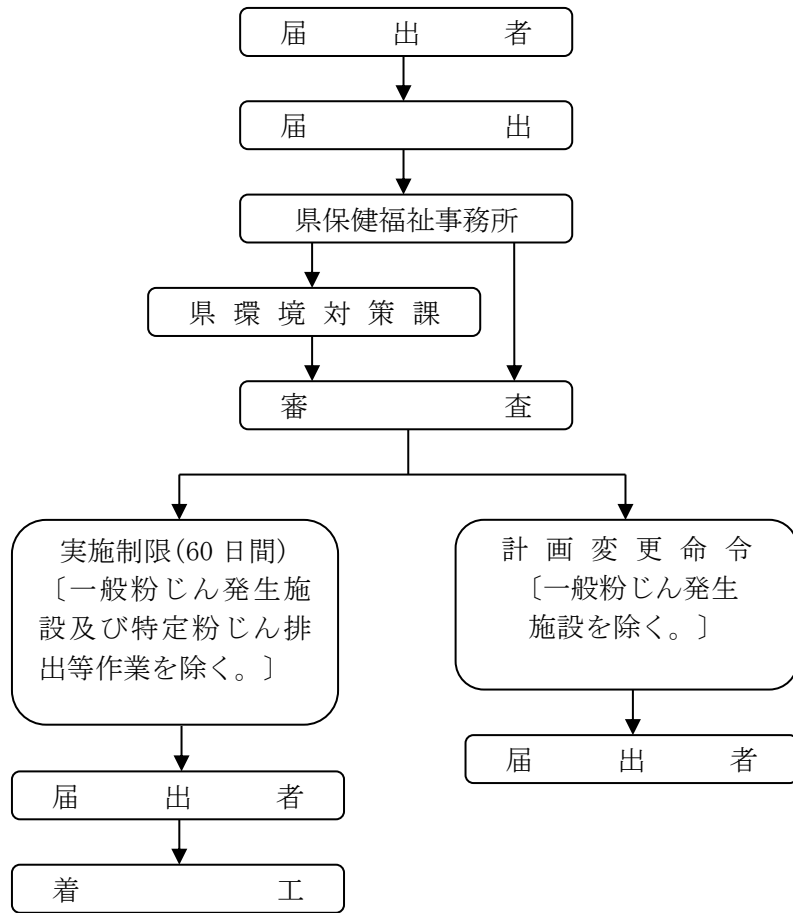


許認可等項目	11-3. 公害防止関係の届出（ばい煙発生施設等の届出）
根拠法令等	<p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）</p> <p>《第6条》ばい煙発生施設の設置の届出</p> <p>《第17条の5》揮発性有機化合物排出施設の設置の届出</p> <p>《第18条》一般粉じん発生施設の設置等の届出</p> <p>《第18条の6》特定粉じん発生施設の設置等の届出</p> <p>《第18条の15》特定粉じん排出等作業の実施の届出</p> <p>《第18条の23》水銀排出施設の設置の届出</p>
目的	工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制すること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
区 域	県内全域
対象となる 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設, 揮発性有機化合物排出施設, 一般粉じん発生施設, 特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置する場合並びに特定粉じん排出等作業を実施する場合に届出が必要。 ばい煙発生施設, 揮発性有機化合物排出施設, 特定粉じん発生施設及び水銀排出施設は届出受理日から60日間実施制限。 <p>ばい煙発生施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので、法第2条第2項（大気汚染防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1）で定めるもの。（ボイラー、水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉等33施設）</p> <p>揮発性有機化合物排出施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして、法第2条第5項（施行令別表第1の2）で定めるもの。（乾燥施設、塗装施設等9施設）</p> <p>一般粉じん発生施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので、法第2条第10項（施行令別表第2）で定めるもの。（コークス炉、鉱物又は土石の堆積物等5施設）</p> <p>特定粉じん発生施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので、法第2条第11項（施行令別表第2の2）で定めるもの。（解綿用機械、混合機等9施設）</p> <p>特定粉じん排出等作業とは？</p> <p>吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので、</p>

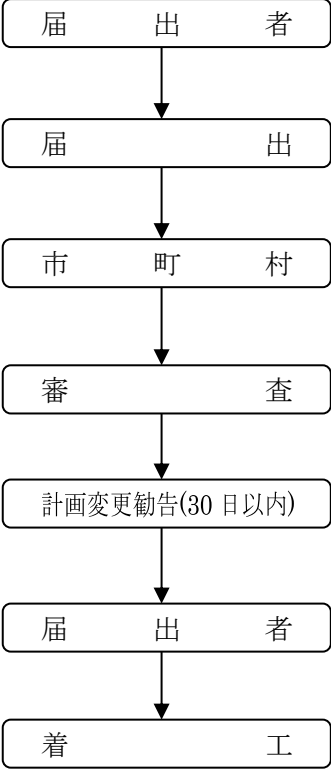
	<p>法第2条第12項（施行令第3条の4）で定めるもの。</p> <p>水銀排出施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、その規制を行うことが必要なものとして、法第2条第13項で定めるもの。（条約付属書Dに掲げる施設又は同付属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、環境省令で定める基準に該当するもの）</p>
適用除外 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に規定する建設物，工作物その他の施設。 ・ 電気事業法に規定する電気工作物。 ・ ガス事業法に規定するガス工作物。
許認可等の基準 （主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第3条第1項，第2項（大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第3条，第4条等）で定める排出基準による。 2 法第17条の4（施行規則第15条の2）で定める排出基準による。 3 法第18条の3（施行規則第16条）に基づく一般粉じん発生施設の構造等の基準による。 4 法第18条の5（施行規則第16条の2）で定める規制基準による。 5 法第18条の14（施行規則第16条の4）で定める作業基準による。 6 法第18条の28（施行規則第16条の11）で定める排出基準による。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長
届出書提出先 （相談窓口）	<p>〔仙台市以外〕 管轄の県保健福祉事務所（保健所） → P133（保健福祉事務所一覧）</p> <p>〔仙台市内〕 仙台市 環境局 環境対策課 大気係 TEL:022-214-8222</p>
届出書様式の 入手方法	<p>—下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（大気汚染防止法に基づく届出） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-taiki.html</p> <p>〔仙台市HP〕 申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html</p>

※ ばい煙発生施設・揮発性有機化合物・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設。

※ 仙台市の区域を除く。

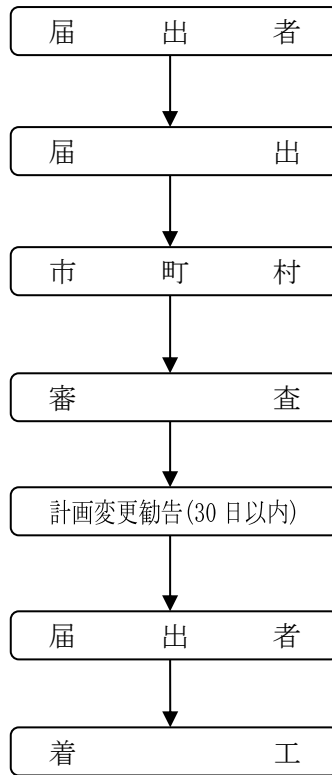


許認可等項目	11-4. 公害防止関係の届出（騒音に係る特定施設等の届出）
根拠法令等	騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。） 《第6条》特定施設の設置の届出 《第14条》特定建設作業の実施の届出
目的	工場や事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うことにより、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
区 域	仙台市の都市計画区域及び石巻市ほか24市町村の都市計画法で定める用途地域。（工業専用地域を除く。）
対象となる行為	1 特定施設を設置しようとする場合、工事の開始の日の30日前までに届出が必要。届出受理日から30日間は計画変更を勧告される場合もある。 2 特定建設作業をする場合に届出が必要。施工の7日前までに届出。 特定施設とは？ 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、法第2条第1項（騒音規制法施行令（以下「施行令」という。）別表第1）で定めるもの。（金属加工機械等11施設） 特定建設作業とは？ 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって法第2条第3項（施行令別表第2）で定めるもの。（くい打機、くい抜機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業等8種）
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に規定する電気工作物。 ガス事業法に規定するガス工作物。 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設。
許認可等の基準（主なもの）	1 法第4条第1項の規定に基づき定める「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」による。 2 法第15条第1項（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）で定める規制基準による。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市長 石巻市長ほか24市町村長
届出書提出先（相談窓口）	工場・事業場が所在する市町村の担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 環境局 環境対策課 推進係 TEL:022-214-8221

<p>届出書様式の 入手方法</p>	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕環境生活部 環境対策課（宮城県の騒音・振動対策） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/souon-kisei-koujyo.html</p> <p>〔仙台市HP〕申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<p>※ 工場・事業場に設置される施設で法第2条第1項に定める特定施設。</p>  <pre> graph TD A[届出者] --> B[届出] B --> C[市町村] C --> D[審査] D --> E[計画変更勧告(30日以内)] E --> F[届出者] F --> G[着工] </pre> <p>(注)石巻市ほか24市町村 塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，富谷市，大河原町，村田町，柴田町，亘理町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大衡村，美里町，女川町，南三陸町</p>

許認可等項目	11-5. 公害防止関係の届出（振動に係る特定施設等の届出）
根拠法令等	<p>振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）</p> <p>《第6条》特定施設の設置の届出</p> <p>《第14条》特定建設作業の実施の届出</p>
目的	工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うことにより、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
区域	仙台市の都市計画区域及び石巻市ほか24市町村の都市計画法で定める用途地域。（工業専用地域を除く。）
対象となる行為	<p>1 特定施設を設置しようとする場合、工事の開始の日の30日前までに届出が必要。届出受理日から30日間は計画変更を勧告される場合もある。</p> <p>2 特定建設作業をする場合に届出が必要。施工の7日前までに届出。</p> <p>特定施設とは？</p> <p>工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって、法第2条第1項（振動規制法施行令（以下「施行令」という。）別表第1）で定めるもの。（金属加工機械等10施設）</p> <p>特定建設作業とは？</p> <p>建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって法第2条第3項（施行令別表第2）で定めるもの。（くい打機、くい抜機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業等4種）</p>
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に規定する電気工作物。 ガス事業法に規定するガス工作物。 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設。
許認可等の基準（主なもの）	<p>1 法第4条第1項の規定に基づき定める「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」による。</p> <p>2 法第15条第1項（振動規制法施行規則別表第1）で定める規制基準による。</p>
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市長 石巻市長ほか24市町村長
届出書提出先（相談窓口）	工場・事業場が所在する市町村の担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 環境局 環境対策課 推進係 TEL:022-214-8221
届出書様式の入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕環境生活部 環境対策課（宮城県の騒音・振動対策） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/souon-kisei-koujyo.html</p> <p>〔仙台市HP〕申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html</p>

※ 工場・事業場に設置される施設で法第2条第1項に定める特定施設。



(注) 石巻市ほか 24 市町村

塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，富谷市，大河原町，村田町，柴田町，亘理町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大衡村，美里町，女川町，南三陸町

許認可等項目	11-6. 公害防止関係の届出（地盤沈下に係る井戸使用の許可）
根拠法令等	工業用水法（昭和31年法律第146号） 《第3条》許可
目的	特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源保全を図り、地域における工業の健全な発達と地盤沈下を防止する。
区域	仙台市，多賀城市，七ヶ浜町の一部（工業用水法施行令で定める地域）
対象となる行為	指定地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする場合。 工業とは？ 製造業（物品の加工修理業を含む。），電気供給業，ガス供給業及び熱供給業。
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 温泉法による温泉。 河川法が適用され，又は準用される河川の河川区域内の井戸。
許認可等の基準（主なもの）	工業用水法第5条に定める許可基準による。 〔許可の基準〕 仙台平野地域に位置する井戸については，その揚水機の吐出口の断面積が21c㎡以下で，かつ，そのストレーナーの位置が地表面下300m以深であること。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> 知事 仙台市長
届出書提出先（相談窓口）	〔仙台市以外〕 県環境生活部 環境対策課 水環境班 TEL:022-211-2666 〔仙台市内〕 仙台市 環境局 環境対策課 水質係 TEL:022-214-8223
届出書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか，下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（工業用水法に基づく申請） http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-kougyou.html
フローチャート	<p>※ 工業用水法第2条に定める井戸。仙台市を除く。</p> <pre> graph TD A[申請者] --> B[申請] B --> C[県環境対策課] C --> D[審査] D --> E[許可] E --> F[申請者] F --> G[着工] </pre>

許認可等項目	11-7. 公害防止関係の届出 (土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域内の土地の形状変更の届出)
根拠法令等	土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) 《第12条》形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出
目的	土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
区域	土壤汚染状況調査の結果、都道府県知事等が指定した形質変更時要届出区域。 〔仙台市以外〕17箇所(R2.8.1現在) 〔仙台市内〕20箇所(R2.7.22現在)
対象となる行為	形質変更時要届出区域内において土壤の採取、宅地造成等の土地の形質の変更を行う場合。 土地の形状又は性質の変更をする場合であり、例えば宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、盛土等の行為が該当する。
適用除外(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壤汚染対策法施行規則第50条に定めるもの。 ・ 区域が指定された際既に着手していた行為。 ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
許認可等の基準(主なもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止するために必要な措置を講ずること。 2 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤(土壤溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。 3 土地の形質の変更を行った後、法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
関連措置	都道府県知事は、届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壤汚染対策法施行規則第53条で定める基準に適合しないと認めるときは、届出者に対し計画変更を命ずる事ができる。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長
届出書提出先(相談窓口)	〔仙台市以外〕管轄の県保健福祉事務所(保健所) → P133(保健福祉事務所一覧) 〔仙台市内〕仙台市 環境局 環境対策課 水質係 TEL:022-214-8223
届出書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕環境生活部 環境対策課(土壤汚染対策法に基づく届出) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-dojyo.html 〔仙台市HP〕申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html

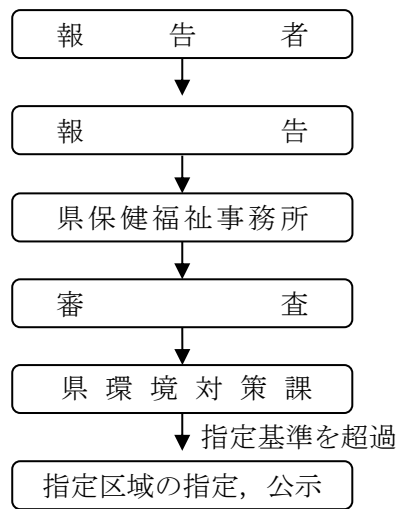
<p>区域の確認</p>	<p>〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（土壌汚染対策法） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/sitei.html</p> <p>〔仙台市HP〕 公害防止（土壌汚染対策） http://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/osentaisaku/index.html</p> <p>【指定区域台帳設置・閲覧場所】</p> <p>〔仙台市以外〕 環境生活部環境対策課 管轄の保健福祉事務所（保健所） 県政情報センター</p> <p>〔仙台市内〕 仙台市環境局環境対策課水質係 市政情報センター 指定区域のある区の情報センター</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<p>※ 仙台市を除く</p> <pre> graph TD A[届出者] --> B[届出] B --> C[県保健福祉事務所] C --> D[審査] D -- OK --> E[県環境対策課] E --> F[指定区域台帳の訂正] D -- NO --> G[内容是正命令] G --> A </pre>

認可等項目	11-8. 公害防止関係の届出 (土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出)
根拠法令等	土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) 《第4条》土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査
目的	土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
区 域	県内全域
対象となる行為	土地の形質を変更する部分の面積の合計が3,000㎡(現に、有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡)以上の場合であり、例えば宅地造成、土地の掘削、盛土等の行為が該当する。 なお、届出は、土地の形質の変更に着手する30日前までに必要とする。
適用除外(主なもの)	・ 軽易な行為その他の行為であって、土壤汚染対策法施行規則第25条に定めるもの。 ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
関連措置	都道府県知事等は、届出に係る土地が土壤汚染対策法施行規則第26条で定める特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地と認める場合は、土地所有者等に対し、土壤汚染状況調査をさせ、その結果を報告することを命ずる。 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域として指定する。
許認可権者	・ 知事 ・ 仙台市長
届出書提出先(相談窓口)	[仙台市以外] 管轄の県保健福祉事務所(保健所) → P133(保健福祉事務所一覧) [仙台市内] 仙台市 環境局 環境対策課 水質係 TEL:022-214-8223
届出書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕環境生活部 環境対策課(土壤汚染対策法に基づく届出) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/dojyo-06.html 〔仙台市HP〕申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html
フ ロ ー チ ャ ー ト	※ 仙台市を除く <pre>graph TD; A[届出者] --> B[届出]; B --> C[県保健福祉事務所]; C --> D[審査]; D -- "汚染のおそれあり" --> E[調査命令]; E --> F[結果報告]; F -- "指定基準を超過" --> G[要措置区域等の指定、公示];</pre>

許認可等項目	11-9. 公害防止関係の届出（汚染土壌処理業の許可）
根拠法令等	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 《第22条》汚染土壌処理業
目的	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
区域	県内全域
対象となる行為	汚染土壌処理業としての施設の設置又は変更 施設種類 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設、自然由来等土壌利用施設
許認可等の基準（主なもの）	汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省で定める基準に適合するものであること。
許認可権者	・ 知事 ・ 仙台市長
申請書提出先（相談窓口）	〔仙台市以外〕 県環境生活部 環境対策課 水環境班 TEL:022-211-2666 〔仙台市内〕 仙台市 環境局 環境対策課 水質係 TEL:022-214-8223
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しています。
手続案内パンフレット等	〔県〕 汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱 ※ 下記の県ホームページ（環境生活部 環境対策課）からダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/dojosyoriyoko.html
フローチャート	<p>※ 仙台市を除く。単純化・省略して表示しています。</p> <pre> graph TD A[指導要綱による事前手続] --> B[申請] A --- C[住民への事前説明会 生活環境影響評価 生活環境保全協定 など] B --> D[環境対策課] D --> E[審査] E --> F[施設設置等工事の着手及び完了] F --> G[許可] F --> H[不許可] G --> I[施設の供用開始] </pre> <p>※ 詳しいフローチャートは、「手続案内パンフレット等」欄に記載のホームページからダウンロードできます。</p>

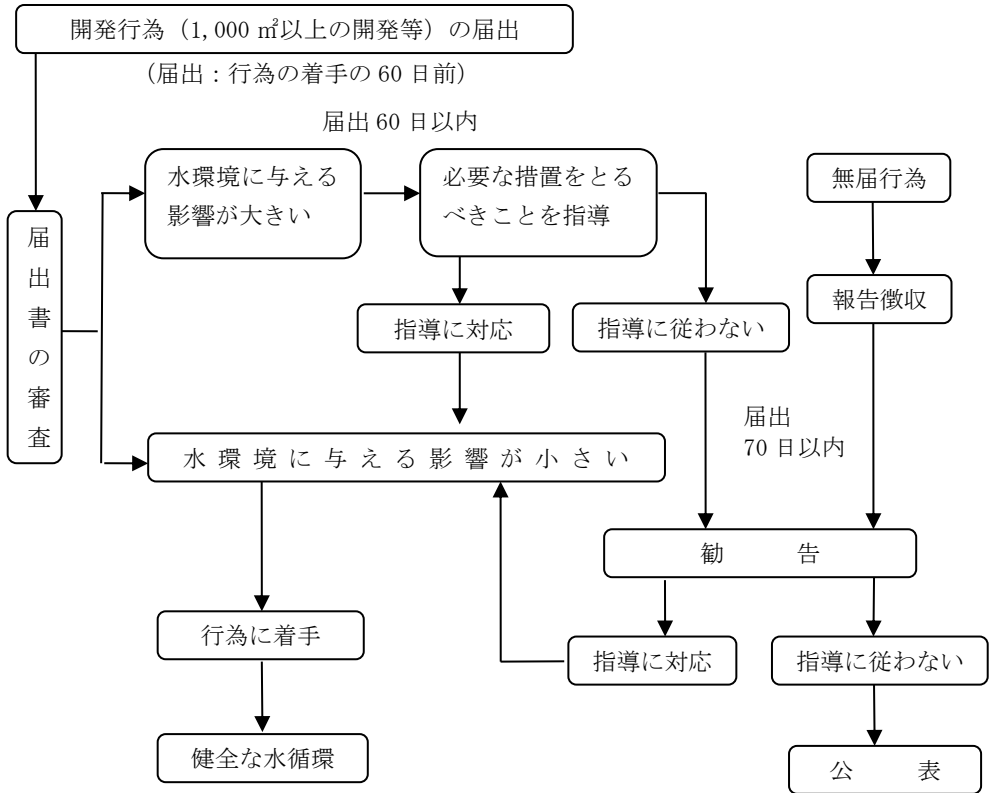
許認可等項目	12. 公害防止関係の報告（土壤汚染状況調査の報告）
根拠法令等	<p>土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）</p> <p>《第3条》使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査</p>
目的	<p>土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。</p>
区域	<p>県内全域</p>
対象となる行為	<p>使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、土壤汚染対策法第3条第1項に基づき、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、土壤汚染状況調査をし、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p>
適用除外（主なもの）	<p>土壤汚染対策法第3条第1項に基づく調査報告については、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたとき。</p>
関連措置	<p>土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域として指定する。</p>
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長
報告書提出先（相談窓口）	<p>〔仙台市以外〕 管轄の県保健福祉事務所（保健所） → P133（保健福祉事務所一覧）</p> <p>〔仙台市内〕 仙台市 環境局 環境対策課 水質係 TEL:022-214-8223</p>
報告書様式の入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（土壤汚染対策法に基づく届出） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/dojyo-01.html</p> <p>〔仙台市HP〕 申請書・届出書様式ダウンロードサービス http://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/kankyo/index.html</p>

※ 仙台市を除く

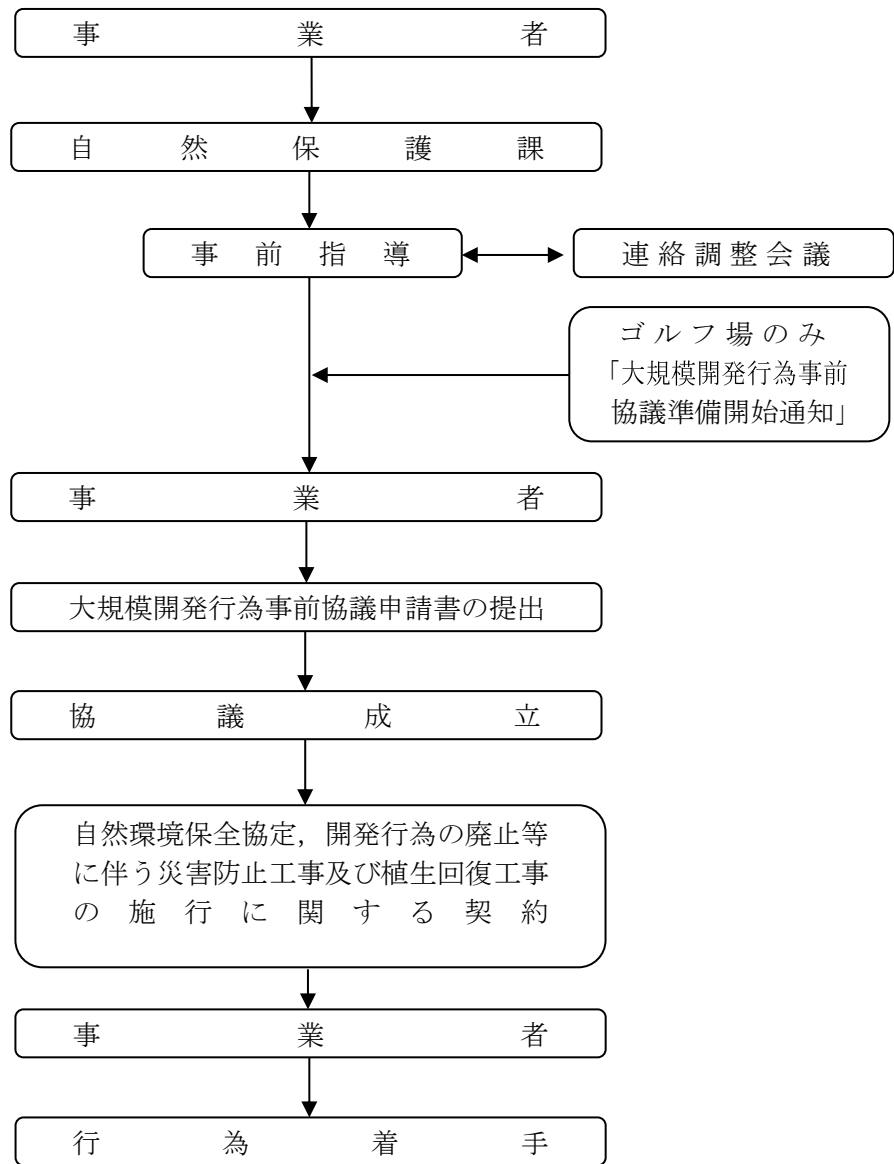


フ
ロ
ー
チ
ャ
ー
ト

許認可等項目	13. 水道水源特定保全地域内での開発行為等の届出
根拠法令等	ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年宮城県条例第42号） 《第14条》開発行為の届出
目的	健全な水循環の保全について基本理念，県・事業者・県民の責務，施策の基本的事項を定め，現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与する。
区域	水道水源特定保全地域（流域水循環計画に基づき，山間部の水道水源地域のうち良好な水循環の保全を図る上で特に重要と認められる区域） 〔指定状況〕 鳴瀬川流域水道水源特定保全地域 北上川流域水道水源特定保全地域 名取川流域水道水源特定保全地域
対象となる行為	水道水源特定保全地域内において次の行為を行う場合。 ・ 鉱物を掘採し，又は土石を採取すること。 ・ 木竹を伐採すること。 ・ 工作物を新築し，改築し，又は増築すること。 ・ 土地を開墾し，その土地の形質を変更すること。
適用除外（主なもの）	・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。 ・ 面積が1,000㎡を超えない行為であって規則で定めるもの。 ・ 法令に基づく許可，認可，届出等を要する行為のうち，水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして規則で定めるもの。 ・ 通常の管理行為又は軽易な行為のうち，水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして規則で定めるもの。 ・ 水道水源特定保全地域が指定され，又はその区域が拡張された際着手している行為。 ・ 国又は地方公共団体が行う行為。 ・ 農業，林業又は漁業を営むために行う行為。 ・ 自己の居住の用に供する住宅の新築，改築，増築，移転又は撤去。 ・ その他規則で定める行為。
開発行為に係る指導等	知事は，水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図るために必要と認めるときは，その必要な限度において，開発行為届出等をした者に対して，必要な措置をとるべきことを指導することができる。
許認可権者	知事
届出書提出先（相談窓口）	県環境生活部 環境対策課 環境影響評価班 TEL:022-211-2667
届出書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか，下記ホームページでも表示しています。 〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/mizujuunkan-jorei.html
手続案内ホームページ	【区域の確認】 〔県HP〕 環境生活部 環境対策課（水道水源特定保全地域） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/suidousuigen.html



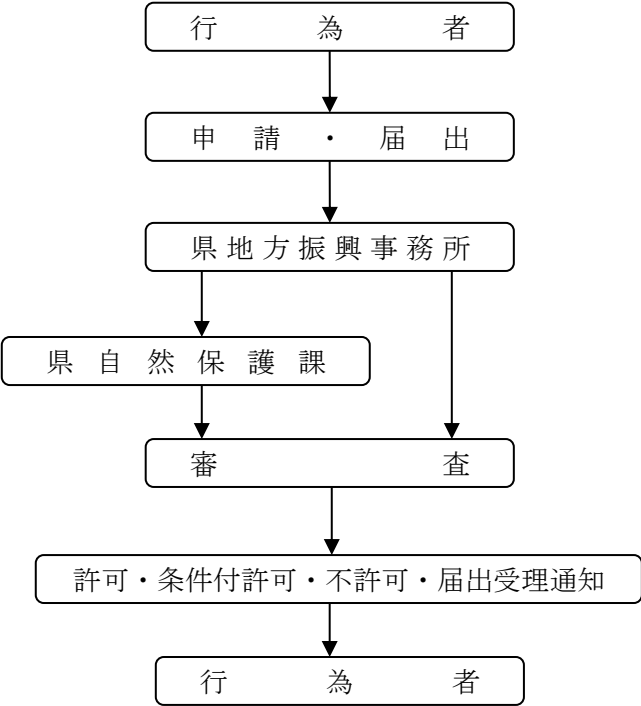
許認可等項目	1 4. 大規模開発行為に関する事前協議
根拠法令等	大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号） 《第7条》事前協議等
目的	県内における大規模開発の施行に関し必要な基準等を定め適正な開発行為を誘導することにより県土の無秩序な開発を防止し、開発区域及びその周辺地域における自然及び生活環境の保全に努め、もって自然と調和した地域社会の発展に資する。
区域	県内全域
対象となる行為	土地の形質の変更を伴う住宅団地、別荘地、工場団地及び墓園の造成、ゴルフ場、スキー場、レジャーランド、教育施設及び厚生施設の建設その他知事が指定する行為並びにこれらの行為を併せて行う行為であって、対象となる土地の面積が20ヘクタール以上のもの。 その他知事が指定する行為とは？ 太陽光発電施設の設置等。
適用除外（主なもの）	1 国又は地方公共団体が行う開発行為。 2 社会事業又は公益事業を行う法人で国又は地方公共団体が設立者又は出資者となって設立されたものが行う開発行為。 3 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行として行われる開発行為。 4 国若しくは地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立された株式会社又は有限会社（国又は地方公共団体の合計出資比率が50%以上）が行う開発行為。
許認可等の基準（主なもの）	1 指導方針及び一般指導基準により、自然環境の適正確保、開発抑制地域を具体的に明示し、自然環境保全と開発の調和を図ることとしている。 2 個別的指導基準により、各種開発行為について、必要とする緑被率等を定め、それらの基準を満足すること。 緑被率とは？ 対象となる地域の面積に対して緑被地（樹木や草で覆われた土地）が占める割合。
許認可権者	知事
申請書提出先（相談窓口）	県環境生活部 自然保護課 自然保護班 TEL:022-211-2672
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページでも表示しています。 〔県HP〕環境生活部 自然保護課（関係例規 告示） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/reiki.html



許認可等項目	15. 自然公園区域内における行為の許可・届出			
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法（昭和32年法律第161号） <ul style="list-style-type: none"> 《第20条》特別地域 《第21条》特別保護地区 《第22条》海域公園地区 《第33条》普通地域 県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号） <ul style="list-style-type: none"> 《第10条》特別地域 《第12条》普通地域 			
目的	すぐれた自然の風景地を保護する。			
区 域	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自然公園区域</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> 国立公園 …………… 三陸復興 国定公園 …………… 蔵王, 栗駒 県立自然公園 …………… 松島, 旭山, 蔵王高原, 二口峡谷, 気仙沼, 船形連峰, 硯上山万石浦, 阿武隈溪谷 </td> </tr> </table> <p>自然公園区域とは？</p> <p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定された区域</p>	自然公園区域	{	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園 …………… 三陸復興 国定公園 …………… 蔵王, 栗駒 県立自然公園 …………… 松島, 旭山, 蔵王高原, 二口峡谷, 気仙沼, 船形連峰, 硯上山万石浦, 阿武隈溪谷
自然公園区域	{	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園 …………… 三陸復興 国定公園 …………… 蔵王, 栗駒 県立自然公園 …………… 松島, 旭山, 蔵王高原, 二口峡谷, 気仙沼, 船形連峰, 硯上山万石浦, 阿武隈溪谷 		
対象となる行為	<p>1 は許可, 2 は届出が必要。</p> <p>1 特別地域（特別保護地区を含む。）・海域公園地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工作物の新築, 改築又は増築 (2) 木竹の伐採 (3) 鉱物の採掘, 土石の採取 (4) 広告物の掲出・設置又は広告の工作物等への表示 (5) 屋外における指定物の集積・貯蔵 (6) 土地の開墾, 土地の形状変更 (7) 指定植物の採取・損傷 (8) 屋根, 壁面, 橋, 鉄塔等の色彩の変更 (9) その他 <p>2 普通地域</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準を超える工作物の新築, 改築又は増築 (2) 広告物の掲出・設置又は広告の工作物等への表示 (3) 鉱物の掘採, 土石の採取 (4) 土地の形状変更 (5) その他 			
適用除外 (主なもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のために必要な応急措置（行為から14日以内に届出が必要） 2 公園事業の執行として行う行為 3 通常管理行為, 軽易な行為として, 法律で定められている行為 			
許認可等の基準 (主なもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別地域（特別保護地区を含む）・海域公園地区 施行規則で定められている, 規制対象行為ごとの許可の基準を基に, 風致景観への影響を総合的に判断し, 許可を行う。 2 普通地域 届出をした日から30日を経過しなければ行為に着手することができない。また, 届出の内容が風致への影響が大きいと判断される場合には行為を制限する措置命令を実施することがある。 			

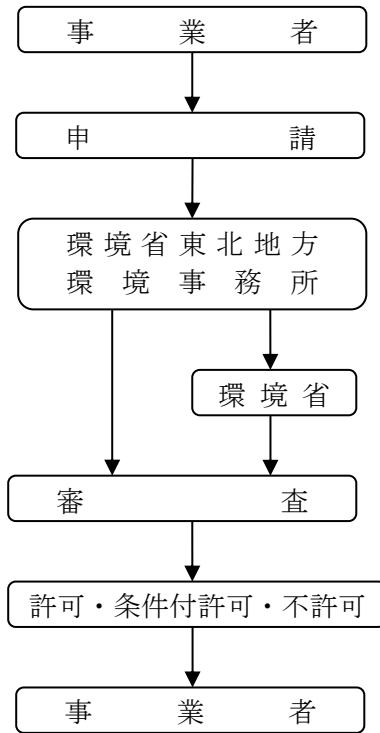
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境大臣又は知事（国立公園） ・ 知事（国定公園・県立自然公園）
申請書等提出先(相談窓口)	管轄の県地方振興事務所（森林管理担当班）→ P134（地方振興事務所一覧） [※ 県立自然公園松島に係るもの] 県松島公園管理事務所 TEL:022-355-0333
申請書等様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 [県HP] 環境生活部 自然保護課（申請書ダウンロードサービスページ） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/shinsei.html
手続案内パンフレット等	「自然公園制度について」 ※ 下記のホームページ（県環境生活部 自然保護課）からダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sizenko-en.html
手続案内ホームページ	県環境生活部 自然保護課 [総合案内] 宮城の自然公園 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sizenko-en.html [区域の確認] 区域閲覧サービス https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html
東日本大震災に関する特例措置	自治体等が実施する集団移転地の造成や建築については、場合によって許可基準の特例の制定等の措置を検討する。
フローチャート	<pre> graph TD A[行為者] --> B[申請・届出] B --> C[県地方振興事務所] C --> D[県自然保護課] D --> E[東北地方環境事務所] E --> F[環境省] C --> G[審査] D --> G E --> G F --> G G --> H[許可・条件付許可・不許可・届出受理通知] H --> I[行為者] </pre>

許認可等項目	16. 環境保全地域（県自然環境保全地域・緑地環境保全地域）内における行為の規制
根拠法令等	<p>自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）</p> <p>《第18条》特別地区における行為の規制</p> <p>《第21条》普通地区における行為の規制</p> <p>《第26条》緑地環境保全地域における行為の規制</p>
目的	<p>自然環境保全法等と相まって、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>
区 域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自然環境保全地域（県内16地域） ・ 緑地環境保全地域（県内11地域） <p>県自然環境保全地域とは？</p> <p>良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域</p> <p>緑地環境保全地域とは？</p> <p>県自然環境保全地域以外の地域で、自然的社会的諸条件からみて、その地域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資するものとして指定された地域。</p>
対象となる行為	<p>1は許可，2は届出が必要。</p> <p>1 県自然環境保全地域（特別地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の新築，改築又は増築 (2) 宅地の造成，土地の開墾，土地の形質の変更 (3) 鉱物の採掘，土砂の採取 (4) 木竹の伐採 (5) 指定された野生動植物の捕獲，殺傷，採取等（野生動植物保護地区） (6) その他 <p>2 県自然環境保全地域（普通地区），緑地環境保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の新築，改築又は増築 (2) 宅地の造成，土地の開墾，土地の形質の変更 (3) 鉱物の掘採，土砂の採取 (4) その他
適用除外（主なもの）	<p>1 県自然環境保全地域（特別地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保全事業の執行，通常管理行為・軽易な行為（規則で定めている。） (2) 非常災害のために必要な応急措置（行為の日から14日以内に届出が必要） (3) 知事が特に必要があると認めて許可した場合（野生動植物保護地区）等 <p>2 県自然環境保全地域（普通地区），緑地環境保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保全事業の執行・通常管理行為・軽易な行為（規則で定めている。） (2) 非常災害のために必要な応急措置等
許認可等の基準（主なもの）	<p>当該行為について、自然環境の適正な保全，県土の無秩序な開発を防止するため、規則で定める基準その他により、総合的に判断し、許可（届出の受理）等を行う。</p> <p>なお、自然環境の保全のために必要な限度において、許可について条件を付する場合、届出について行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずる場合がある。</p> <p>なお、届出から30日を経過するまでは行為に着手してはならないことになっている。</p>

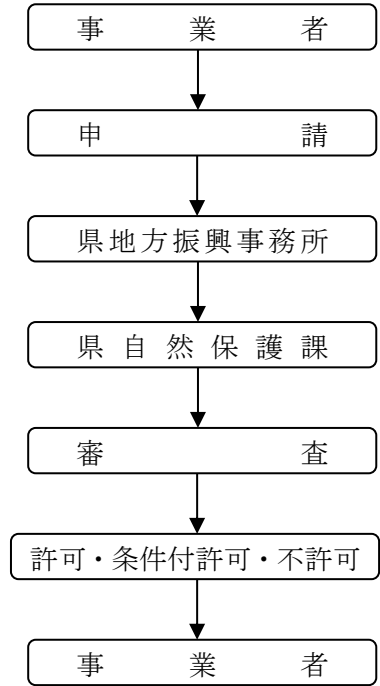
許認可権者	知事
申請書等提出先(相談窓口)	管轄の県地方振興事務所（森林管理担当班）→ P134（地方振興事務所一覧）
申請書等様式の入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 環境生活部 自然保護課（申請書ダウンロードサービスページ） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/shinsei.html</p>
手続案内ホームページ	<p>県環境生活部 自然保護課</p> <p>〔総合案内〕 宮城の県自然環境保全地域・緑地環境保全地域 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kannkyouhozentiiki.html</p> <p>〔区域の確認〕 区域閲覧サービス https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html</p>
フ ロ ー チ ャ ー ト	 <pre> graph TD A[行為者] --> B[申請・届出] B --> C[県地方振興事務所] C --> D[県自然保護課] C --> E[審査] D --> E E --> F[許可・条件付許可・不許可・届出受理通知] F --> G[行為者] </pre>

許認可等項目	17. 鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可
根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 《第29条》特別保護地区
目的	鳥獣の保護を図る。 鳥獣とは？ 鳥類又は哺乳類に属する野生動物
区域	鳥獣保護区特別保護地区 〔・国指定 4か所（1,577ha）〕 〔・県指定 10か所（8,807ha）〕
対象となる行為	1 建築物その他の工作物の新築，改築又は増築 2 水面の埋立又は干拓 3 木竹の伐採
適用除外（主なもの）	県指定鳥獣保護区に関しては，鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第5条に，国指定鳥獣保護区に関しては，鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第38条に，鳥獣の保護に支障がないと認められる行為が定められている。 例：単木伐採，木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐。
許認可等の基準（主なもの）	当該行為が鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。
許認可権者	・ 環境大臣（国指定鳥獣保護区特別保護地区） ・ 知事（県指定鳥獣保護区特別保護地区）
申請書等提出先（相談窓口）	〔県指定〕 管轄の県地方振興事務所（森林管理担当班） → P134（地方振興事務所一覧） 〔国指定〕 東北地方環境事務所 野生生物課 TEL:022-722-2876
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか，下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕 環境生活部 自然保護課（申請書ダウンロードサービスページ） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/shinsei.html
手続案内ホームページ	県環境生活部 自然保護課（みやぎの野生生物） 〔総合案内・区域の確認〕 鳥獣保護区特別保護地区における行為許可申請について https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/tokubetuhogotiku.html

国指定鳥獣保護区特別保護地区



県指定鳥獣保護区特別保護地区

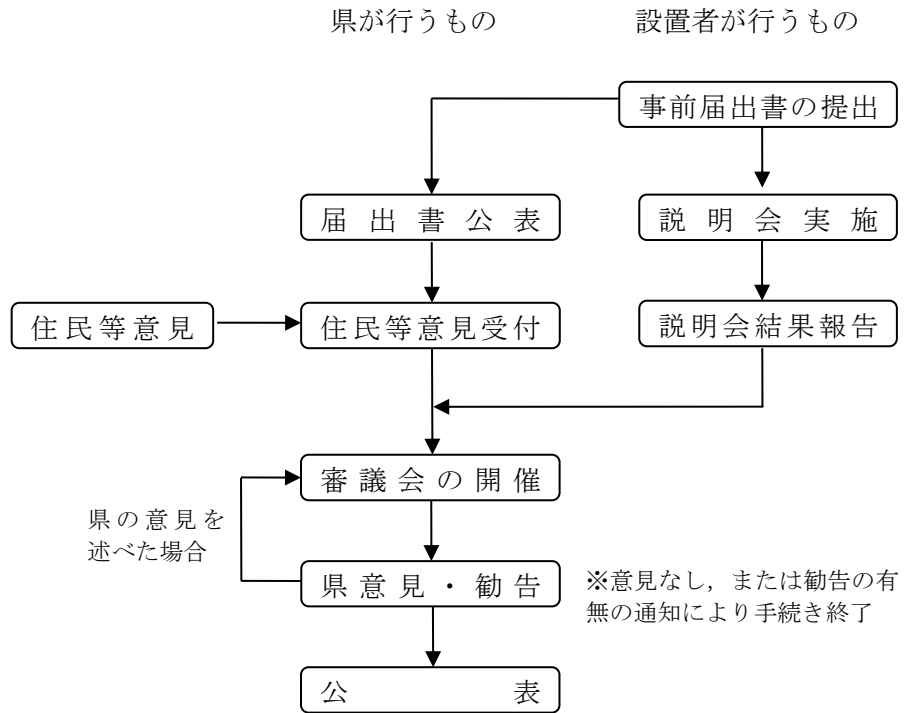


許認可等項目	18-1. 大規模店舗・施設の届出（大規模小売店舗）
根拠法令等	大規模小売店舗立地法（大店立地法）（平成10年法律第91号） 《第5条》大規模小売店舗の新設に関する届出等 ほか
目的	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。
区域	県内全域
対象となる行為	1 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗の新設。 2 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗に係る内容の変更。
許認可等の基準（主なもの）	「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」で定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を決めていくことになり、また、県及び仙台市は、この方針を勘案しつつ、届出に対する意見の提出、勧告等の手続を必要に応じて行っていく。 指針において掲げる事項は次のとおりである。 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保 ② 駐車場の位置及び構造等 ③ 駐輪場の確保等 ④ 自動二輪車の駐車場の確保 ⑤ 荷さばき施設の整備等 ⑥ 経路の設定等 (2) 歩行者の通行の利便の確保等 (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 (4) 防災・防犯対策への協力 (5) 騒音の発生に係る事項 (6) 廃棄物に係る事項 (7) 街並みづくり等への配慮 等
許認可権者	・ 知事 ・ 仙台市長
届出書提出先（相談窓口）	〔仙台市以外〕 県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 TEL:022-211-2746 〔仙台市内〕 仙台市 経済局 産業政策部 地域産業支援課 TEL:022-214-1004
届出書様式の入手法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕 経済商工観光部 商工金融課（申請書ダウンロードサービスページ） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/dai-todokede.html 〔仙台市HP〕 大規模小売店舗（設置者の皆さまへ） https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/jigyosha/kezai/bijinesu/secho/setchisha.html

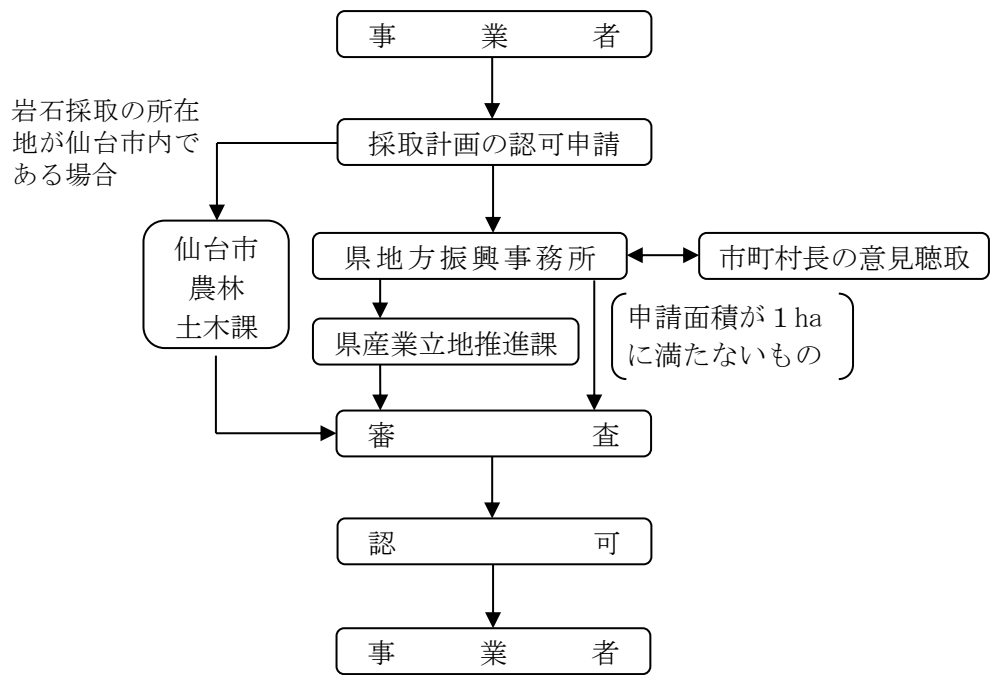
<p>手続案内 パンフレット等</p>	<p>[県] 大規模小売店舗立地法事務の手引き ※ 県HP（大規模小売店舗立地法） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/rittihou-index.html からダウンロードできます。 [仙台市] 仙台市大規模小売店舗立地法届出の手引 ※ 上欄に記載の仙台市ホームページからダウンロードできます。</p>
<p>特記事項</p>	<p>県では、届出後の手続を円滑に進めるため、建物設置者に対し届出を行う概ね1か月前までに出店（変更）計画概要書の提出をお願いしています。また、仙台市においても事前協議が行われておりますので、詳細については各担当機関に御連絡ください。</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<pre> graph TD A["大規模小売店舗の新増設の届出 (1,000 m²超：政令事項)"] -- "(公告) (縦覧)" --> B["説明会の開催"] B -- "2か月" --> C["地元市町村の意見提出 地元住民等の意見提出"] C -- "(公告) (縦覧)" --> D["都道府県・政令指定都市の意見"] D -- "(公告) (縦覧)" --> E["出店者による自主的対応策の提示"] E -- "(公告) (縦覧)" --> F["※ 都道府県・政令指定都市の意見を 適正に反映しておらず、周辺地域の 生活環境に著しい悪影響がある場合"] F -- "2か月" --> G["地元市町村の意見"] G -- "(公告)" --> H["都道府県・政令指定都市による勧告等"] H -- "(公告)" --> End[" "] subgraph 4か月 A --> D end subgraph 2か月 B --> C E --> G end subgraph 8か月 A --> H end </pre>

許認可等項目	18-2. 大規模店舗・施設の届出（特定大規模集客施設）
根拠法令等	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号） 《第6条》特定大規模集客施設の新設に関する届出等
目的	特定大規模集客施設の立地の誘導と地域貢献活動の促進に関し必要な事項を定めることにより、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。
区域	以下の立地誘導地域以外 ・ 都市計画法に規定する近隣商業地域及び商業地域 ・ 中心市街地活性化法に規定する認定中心市街地の区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域 ・ 市町村長の申請に基づき、特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを推進すると認められる地域として知事が指定した地域 等
対象となる行為	立地誘導地域以外の特定大規模集客施設の新設（既存の施設が増築や用途変更により特定大規模集客施設に相当する規模以上となる場合を含む。） 特定大規模集客施設 集客施設（劇場、店舗、展示場、遊技場等）であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡超又は店舗面積の合計が6,000㎡超のもの（同一敷地内の複数棟で構成される施設等も一の集客施設とする）
許認可等の基準（主なもの）	知事は、当該特定大規模集客施設の立地に関し、関係市町村及び住民の意見等を踏まえ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、届出から6月以内に、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見の有無を判断する。知事は、意見に対する設置者の対応が知事の意見を適正に反映していない場合等には、設置者に対し必要な措置を講ずるよう勧告し、また、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合等には、その旨を公表することができる。
許認可権者	知事
届出書提出先（相談窓口）	県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 TEL:022-211-2746
届出書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、商工金融課ホームページ（宮城県まちづくり条例各種申請・届出様式一覧）からダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/youshiki.html
手続案内パンフレット等	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例 〔配布場所〕 県政情報センター
手続案内ホームページ	経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県まちづくり条例） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/machidukuri-main.html

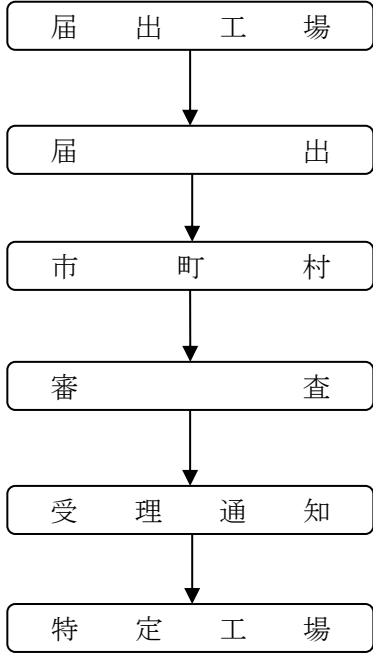
※ 単純化・省略して表示しています。



許認可等項目	19. 岩石採取計画の認可
根拠法令等	採石法（昭和25年法律第291号） 《第33条》採取計画の認可
目的	岩石の採取に伴う災害の防止と採石業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与する。
区域	県内全域
対象となる行為	採石法第32条の登録を受けた者が、岩石の採取を行おうとするとき。 採石法第32条の登録とは？ 採石業を行うためには、採取場の区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
適用除外（主なもの）	採石法第2条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であって、次に掲げる要件に該当するもの。 (1) もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するため行うもの。 (2) 主として人力により露天掘りで行うもの。 (3) 岩石の採取に従事する者の数が5人以下であるもの。 採石法第2条に定める24種の岩石とは？ 花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、ひる石
許認可等の基準（主なもの）	認可の申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可ができない。
許認可権者	・ 知事 ・ 仙台市長
申請書提出先（相談窓口）	〔仙台市以外〕管轄の県地方振興事務所（採石担当班） → P134（地方振興事務所一覧） 〔仙台市内〕仙台市 経済局 農林土木課 林務係 TEL:022-214-8264
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、県経済商工観光部 産業立地推進課ホームページ（岩石の採取のページ）からダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/site/saiseki/



許認可等項目	20. 特定工場の届出
根拠法令等	工場立地法（昭和34年法律第24号） 《第6条》届出
目的	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地について届出を義務づけ、その内容を審査し、必要があるときは勧告・命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与する。
区 域	県内全域
対象となる行為	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場（製造業、電気・ガス・熱供給業）を新設する場合。また、届出内容に変更が生じる場合も、その都度変更の届出を行わなければならない。 具体的には、次のような場合がこれに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種が変更になる場合 ・ 敷地面積が増加又は減少する場合 ・ 建築面積が増加又は減少する場合 ・ 生産施設の増設、更新等を行う場合 ・ 緑地、環境施設の面積が減少する場合 ・ 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更になる場合 ・ 特定工場を譲り受ける場合
適用除外（主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造業、電気・ガス・熱供給業以外の業種。 2 製造業等であっても、敷地面積9,000㎡未満、かつ、建築面積3,000㎡未満の場合。 3 軽微な変更の場合 (例) ・ 生産施設の撤去のみを行う場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合。 ・ 生産施設の修繕を行う場合で、修繕の結果、増加する面積が30㎡未満の場合。 ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合。
届出の基準（主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産施設の面積 敷地に対する生産施設の面積割合が業種により30～65%に制限される。 2 緑地及び環境施設の面積 敷地に対する緑地の割合は20%以上確保することが必要になる。また、緑地及び緑地以外の環境施設の合計面積の割合は25%以上確保することが必要になる。
許認可権者	市町村長
届出書提出先（相談窓口）	各市町村の工場立地担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 経済局 産業政策部 企業立地課 ものづくり産業係 TEL:022-214-8245
届出書様式の入手方法	市町村工場立地担当課で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕経済商工観光部 産業立地推進課（工場立地法に基づく特定工場届出） https://www.pref.miyagi.jp/site/ritchi-guide/tokuteikojotodokede.html 〔仙台市HP〕仙台市のビジネス環境（工業立地法に基づく届出のご案内） http://www.city.sendai.jp/monozukuri/jigyosha/kezai/bijinesu/gaikyo/annai.html

<p>手 続 案 内 ハ°ソフレット等</p>	<p>工場緑化と特定工場届出の手引き 〔配布場所〕県産業立地推進課</p>
<p>特 記 事 項</p>	<p>1 工場立地法施行（昭和49年6月28日）前に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場には、緩和措置が図られる。 2 工場立地法に基づく特例団地については、団地全体で緑地等の面積確保がなされている。 3 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、緑地面積等の緩和措置を講じている市町村がある。 4 東日本大震災復興特別区域法第28条第1項に基づき、緑地面積等の緩和措置を講じている市町村がある。</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	 <pre> graph TD A[届 出 工 場] --> B[届 出] B --> C[市 町 村] C --> D[審 査] D --> E[受 理 通 知] E --> F[特 定 工 場] </pre> <p>The flowchart illustrates the process for applying for a Special Factory. It begins with '届出工場' (Application for Special Factory), followed by '届出' (Application), then '市町村' (Municipality/Town/Village), '審査' (Review), '受理通知' (Notification of Acceptance), and finally '特定工場' (Special Factory).</p>